平成30年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年9月12日 (第9日目)

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友	田	香将雄		9番	吉	尚	英	允
2番	重	富	邦	夫	10番	片	渕		彰
3番	中	村	秀	子	11番	草	場	祥	則
4番	定	松	弘	介	12番	井	﨑	好	信
5番	JII	﨑		平	13番	内	野	さ』	と子
6番	前	田	弘沙	刚	14番	西	山	清	則
7番	溝	П		誠	15番	溝	上	良	夫
8番	大	串	武	次	16番	片	渕	栄_	二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町	長	田	島	健	_	副町長百	武 和	義
総務課	長	松	尾	裕	哉	企画財政課長 井	﨑 直	樹
水道課	長	中	村	政	文	下水道課長 片	渕	徹
農業振興	課長	堤		正	久	産業創生課長 久	原 浩	文
農村整備	課長	笠	原	政	浩	建設課長喜	多忠	則
農業委員会事	務局長	久	原	雅	紀	農村整備専門監稲	富道	広
代表監查	委員	吉	村	秋	馬			

7.77

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 栁 八 束 議 事 係 長 中 原 賢 一 議 事 係 書 記 緒 方 千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

7番 溝口 誠

8番 大串武次

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第34号 平成29年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について

(産業建設部門の質疑のみ)

日程第3 議案第37号 平成29年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第4 議案第38号 平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳

出決算の認定について

日程第5 議案第39号 平成29年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認

定について

日程第6 議案第40号 白石町道の駅しろいし条例の制定について

日程第7 議案第44号 町道路線の認定について

日程第8 議案第45号 平成30年度白石町一般会計補正予算(第2号)

(産業建設部門の質疑のみ)

日程第9 議案第48号 平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第49号 平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算

(第1号)

9時30分 開議

〇片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

日程第1

〇片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、大串武次議員の両名を指名します。

ここで本日の議事進行について申し上げます。

本日は産業建設部門の議案を審議します。

審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、平成29年度一般会計歳入歳出決算及び平成30年度一般会計補正予算は質疑の みにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

また、決算認定の質疑では、事業の内容等については担当課長に、決算審査意見書については監査委員に各決算資料の名前とページをはっきりお示ししてから質疑をしてください。

日程第2

〇片渕栄二郎議長

日程第2、議案第34号「平成29年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」

の産業建設部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

まず初めに、1ページの決算書から41ページの歳入合計までの産業建設部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、歳出に入ります。

52ページから55ページまでの地域づくり推進費の中の産業建設関係及び89ページの 上水道費から92ページの労働費まで質疑ありませんか。

〇川﨑一平議員

説明資料54ページ、外部アドバイザー委託料ですけれども、これは道の駅に関する 事項での外部アドバイザーだと思います。外部アドバイザー始められて何年、ここの 同じ業者だと思いますけれども、何年現在のところ委託を続けられているのかという のと、当初年度からの1年間に支払っている金額が今計上されてる500万円のままで ずっときてるのかというのと、今後この事業をこの金額でまだ続けていくのか、その 3点お願いしたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

外部アドバイザーの委託料の件につきましてですけど、まず1点目、年度、いつからかということで、平成27年度から28、29、30と今4年間行っているところでございます。

額につきましては、27年度、303万2,640円、それから28年度が347万1,120円、それから29年度が今回決算の500万円、それから30年度については予算ですけども、370万7,000円ということになっております。

あと3点目の今後という形でございますけれども、もちろん27年度から道の駅の構想については、26年、基本構想、それから27年、基本計画といったことで、27年から町として外部アドバイザー、検討協議会、それからワーキング等もアドバイザー助言者という形で今回まで来ております。当初、道の駅の開業までという形で考えられていた事業だと思っております。今後については、もちろんもう開業すれば運営組織、それから出荷者協議会等がありますので、そこの辺で、もちろん今回のような開業に向けたアドバイザーじゃなくて、もしかすればそういった経営の部分で助言をいただく部分があるかもわかりませんけども、今町としての分については、開業までという形で当初から来ているものと考えております。

以上です。

〇川﨑一平議員

外部アドバイザーに関しては、委託料の中でもかなりの高額を占めております。以前にも申し上げたと思いますけれども、こちらのほうに出向いていただいて、講座を開いていただいて、アドバイスをいただいているというような形をとってらっしゃるかと思いますが、1講座当たりに換算すると幾らぐらいかかってるんだろうと、そう

いった疑問があります。果たしてこの金額というのが妥当なのかと。結局のところ、話を聞くと、ワーキングチームでも何でも決定していく決定機関というか、最終的な決定は町民の方で決定をしていく、しっかりつくり上げていく、そういった中でのアドバイザーということで、それのアドバイスに見合うような金額なのかというところで以前もお話を1回したことがあると思いますが、その辺のところ、もし1講座当たりの単価とか、そういったところがわかれば、来庁していただく、白石町に来ていただく回数、講座の回数、それを単純に割ればいいだけの話なんですけれども、その辺のところをお願いできますか。

〇久原浩文産業創生課長

アドバイザーについての1回当たりといいますか、単価については、以前も答弁しておるところでございますけれども、10万円といったことで積算がされております。 その分で決算を出している状況でございます。

以上です。

〇川崎一平議員

1講座10万円というかなりの高額だと思いますけれども、しっかりと費用対効果が出せるようにやっていただきたいと。

今後は、町民でしっかりとつくり上げていくような道の駅であって、運営も町民の声で、町民の運営で、なおかつ附帯するような事業もなるべく町内でできるように、そういったところをしっかり考えてやっていただきたいというふうに思います。答弁結構です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

〇井﨑好信議員

説明資料の53ページお願いいたします。

ふるさと応援事業費でございます。

29年度の寄附金の総額が3億9,000万円というふうなことで、温かい御支援をいただいておるかというふうに思います。いろいろ経費といいますか、7から14番まで私計算してみましたけれども、2億4,600万円程度かかっているわけでございますが、所得率といいますか、利益率にもいたしまして、36.7%ぐらいが利益率だと、利益率が高いといいますか、こういう寄附金だというふうに思います。

報償費の中でふるさと応援寄附者の謝礼というふうなこと、寄附をしていただいた 方に謝礼といいますか気持ちを。謝礼というようなことで、どういった形で、町のパ ンフレットなりあるいは配布用シールというようなことで内容も上げてらっしゃいま すけれども、その辺のもう少し詳しい内容をお聞かせいただきたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

ふるさと納税の分の報償費の詳しい内容といったことでございます。

予算書の説明のほうに町パンフレット、それから配布用シールということで書いておりますけども、町パンフレットについては、謝礼の意味を込めて返礼品と一緒に「さるく」、観光パンフレットありますけども、「さるく」のほうを報償としてやっとります。「さるく」については1万部、それから配布用シールというのはみのりちゃんのシールということで、これももう町のPRといった形でみのりちゃんシールのほうを3万枚程度用意して、寄附者のほうに町のPRかたがたという形で、お礼という形でやってる状況でございます。

以上です。

〇井﨑好信議員

謝礼品、返礼品の中に入れてやってるというような理解でいいわけですね。

もちろんそういうふるさと寄附金者に対しまして返礼品の中に入れてやるのも結構 だろうと思いますけれども、後だって寄附者に対してのそういうありがとうございま したのお礼のはがきなり、そういったことをやっていらっしゃるのか。

それと、今、ふるさと寄附金に対しまして返礼品が過熱をしてるというふうなことで、総務省も最近、地元産品に限って3割以上はだめですよと、違反した場合は所得の控除をされないにしますよというような、そういった通達もあってるか知りませんが、あるようになっている、していくというようなことも聞いているところでもございます。そういったことは、3割以上はできないと、フェアーな形でふるさと寄附金というのは全国自治体がしていくべきものだというふうに思います。

しかし、一緒に返礼品の中に入れてるというようなことでもございますが、後だってお礼の文書といいますか、例えば田島町長名でありがとうございましたと、またお願いしますと、今後リピーターをふやす意味でも、ファンをふやす意味でも、そういった形でしていただきたいと思いますが。そういうお礼をするときに、返礼品とは別にちょっとした物でもやって、そういったことは違反というか、3割以上になるかもしれませんが、ちょっとした気持ちのお礼を含めたはがきとかお礼の手紙と一緒にちょっと一品つけてやるというふうな方法も、私は考えられるというふうに思うわけでございます。今、27年度からずっと1億3,000万円程度のアップがなってるわけです。財源としましても大きいわけでもございまして、何かの方法をとって、こういう利益率が高いふるさと寄附金でございますので、そういった違反にならない程度、違反といったらおかしいですが、余りオーバーにならない程度のちょっとした気持ちの品をつけてお礼の手紙を出すというふうな形も、私はいいんじゃなかろうかと思います。その辺いかがでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

まず、お礼状の分ですけども、これは当初から当然寄附をされたら証明書等を郵送しなければいけないということで、ここ需用費の中に印刷製本費でお礼チラシの印刷もかけております。これは寄附者のほうに町長の顔写真入りのチラシを作成して、これは郵送にてありがとうございました、それからまた今後もよろしくという意味合い

の文面で郵送をさせていただいております。

それから、2点目です。

3割以上はいけませんということで、きのう総務大臣のほうが会見で述べられたという形で。当初から高額な返礼品、それから3割を超えるような分についてはいけませんよと、それから地元の品ですよという部分で、これは29年4月に通知が参ってやっておるところでございますけども、今回またきのうの記者会見で会見内容等を含めたところで総務省から通達通知のほうが参るといったことも新聞報道等で聞き及んでおります。

本町についても、一部農産物等でもありますし、一部農産物の価格等で3割を超えるといった部分も生じておりますので、この辺も踏まえて、また議員おっしゃるように、何かそういった方策等を通知等を見ながら、また県、国とどういった意向なのか、どういった部分で通知の内容等も確認しながら、今後検討をさせていただく事項だと考えております。

以上です。

〇前田弘次郎議員

予算説明書54ページ、先ほどの川崎議員が言われた外部アドバイザーの委託料です。 27年、28年、30年が300万円台で、29年だけが500万円という数字が上がっております。 その理由と、ほかのところは端数が出てますけど、29年度だけは500万円という、ぴ しゃっとこうなってますので、その根拠、500万円の根拠をお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

29年度だけが500万円といったことで、理由といいますか、まずはこの事業については、外部アドバイザー招聘事業という形で総務省の事業という形で財源措置があるといったことで、3年間、本町でいえば27、28、29といったことで、上限額が560万円という形でありまして。今回、29年度については、もちろんそれに分したわけではありません。積算もありまして、もちろん29年度については開業までもう間近になっているということで、財源措置も踏まえてハード面、それからソフト面、道の駅開業に向けて加速をせんばいかん時期でありまして、そういったことを踏まえて、もちろん運営検討協議会、それからワーキング等についてもかなりの回数をこなしております。それに売れる加工品づくり講座、それから施設内のサイン、看板、議員さんたちにもお示ししたように、各レストランの施設のロゴ、そういった部分のデザインとか助言、そういった部分も含まれておりますし、視察研修等についても2回ほどアテンドとしてアドバイザーのほうに委託をさせていただいているということで、500万円の積算をさせていただいている状況です。

以上です。

〇前田弘次郎議員

デザインの分も入ってるということでしたけど、デザインに関して町内業者を使う ことがなかったのか。何で委託アドバイザーの方にデザインまで持っていったのか。 その辺も含めて委託料の中に、デザイン料のあれも含めて入ってるのか、その辺をお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

もちろんロゴについては、今言いましたように、ワーキングチーム等でアドバイザーを含めて検討している状況でございまして、あくまでアドバイザーとワーキングチーム、それからその上の検討協議会のほうで諮らせていただいて決定をしておるところでございまして、もちろんその分については、アドバイザーのほうにも助言等をいただきながらデザインという形で500万円の中に含まれている状況でございます。

今言いましたように、27年度からアドバイザーについては開業に向けてずっと積み重ねをしてきております。その部分でいえば、もちろん町民さんで決定をする部分でありますけども、アドバイザーのほうに、町内業者と言いながらも27年度からそういった道の駅開業に向けて助言をいただいておりますので、そこを踏まえて委託の中に含ませていただいているということでございます。

〇前田弘次郎議員

町内業者に任せてというのは、デザインというのは1人の人間がデザインをしたらある程度固まってしまうんです。どうしても自分の考えだけをこうというのがありますので。こういうときには、町内の業者にもこういうふうなことでデザインはどうですかというふうに案を出してもらって、それを例えばワーキング委員会のほうで町内の業者からこういうのが出ました、外部アドバイザーの方はこういうふうな形を持ってますということを言われたほうが、デザインとか何とかこういうふうなときは、多かったほうがもっと広い視野ができると思います。答弁なかなか苦しいと思いますけど、答弁よかですか。今後は、町内業者とか何とかももっと活用した形でお願いしたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

ワーキング、それから検討協議会等、まずは施設内のサインといいますか、その部分でございまして、まずはどういった文言、例えば直売所、直売施設のところであれば、今回、もんごもんご市場といったネーミングをしております。まずは文言からという形でワーキング等検討していただいてやっております。

その上で、今言いましたように、27年度からアドバイザー招聘をしておりますんで、 その部分を踏まえてデザイン等を作成していただいたという経緯です。

今後については、開業して、もちろん運営組織についても町民の皆様方といったことでございますので、いろいろまた開業に向けても町内、デザインだけでなくて、ほかの業種等についても町内の業者さんたちにもお手伝いをいただくと思いますので、そういうことで開業以降についても町内業者育成という観点からも考えていくものと思っております。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに。

〇友田香将雄議員

すみません。教えていただきたいことあったんですけども。

予算書の54ページ、説明資料の44ページです。

質問したいやつの前提として、事業概要のところに研修生2名というふうにあるのですが、事業実績のところに研修生4名の賃金というふうにあるんですが、これは。説明資料は44ページの事業概要に研修生2名ということであるんですが、事業実績のところは4名というふうな賃金が出てますが、これどっちが正しいということで確認してよろしいでしょうか。

〇堤 正久農業振興課長

44ページ、しろいし農業塾の件でございます。

上の事業概要で研修生2名となっておりまして、下の事業実績の表の中の研修生が4名ということで記載をされているので、どちらが正しいかということでございます。申しわけございません。下のほうの表が間違っておりまして、29年度の研修生は2名でございます。訂正方をよろしくお願いします。申しわけございません。

〇友田香将雄議員

わかりました。

事業効果のところに1期生から通算し家族を含め現状14名の人口増というところで、人口増につながっているという結果もありましていいことだなと思いますが、実際1期生から卒業されてる方も含めて、今現在問題等が発生しているのかというのも把握されているのかお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

実際卒業されてから、例えば経営関係がなかなかうまくいかないとか、実際作物の作付がなかなかうまくいかれてないで困られてるとか、そういった例えば問題等を聞かれてるのかどうかも含めてよろしくお願いします。

〇堤 正久農業振興課長

1期生4名、2期生が29年度は2名で、30年度、本年度は3名ということでございます。

その中での問題点ということでございますが、なかなか住宅が見つからないというようなこともございまして、町の職員がかれこれ当たって住宅を見つけてお願いをするというようなこともございます。

それと農地の問題がございまして、なかなか農地を貸してくださる方も、はいよかよということにはなっていないというようなところがございます。研修生の人柄とか、農地管理とか、そういうものを見て、この人ならば大丈夫ということで農地というものは集積がなされていくものでございますので、なかなか県外から来た人に簡単には貸してくれないというようなところもございます。

それと施設園芸等を志すというような方もいらっしゃいますけども、中古のハウス、こういうものを利用していくということで、もう施設園芸のハウスをやめていかれる方等々をJAとも一緒になって、こういう方がいらっしゃるよということでそういう方に当たって、中古のハウスを譲り受けるというようなことで、JA普及センター、町も他の部署の職員さんたちも手伝っていただいて、ハウスの移転、建設のところまではなかなか難しい部分がありますけども、解体をして運搬とか、そういうことをやっております。

経営的にどうなのかということでございますが、農業というものは長い間かけて技術を磨いていって一人前の農家になるというのが現状かと思います。一、二年で最高の技術のところまで行くというのはなかなか至難のわざかと思いますけども、全く問題がないというわけではございませんで、経営そのものがぎりぎりのところも、赤字までは行かないというようなところですけども、経営そのものがぎりぎりのところの方もいらっしゃることはいらっしゃいます。

1期生の4名の方については、次世代の人材投資資金、年間150万円を4名様とも 受給をされていますので、そういうものを生活費に充てていただくとか、規模の拡大 等々に充てていただくというようなことで有効活用をしていただいているというふう に思っております。

以上でございます。

〇友田香将雄議員

今お答えいただきました住居がなかなか決まらないという話とか農地が見つかりにくいという問題、地域の方も大分心配されてるところがあって、よくお話を聞きます。卒業した後にこういった問題が発生しないように、逆に農地の確保とか住居の確保等も含めた形での農業塾の運営と申しますか、方針を打ち出すべきだとは思うんですが、そのあたりについて30年度はこういうふうにやってますよということで何かありましたら教えてください。

〇堤 正久農業振興課長

1期生のときには、研修ということが1つあって、そこに重点を置いたところでやったわけでございます。1期生の反省点を踏まえまして、2期生については研修期間中においても住居を決めていただくとか、それと農地も研修期間中に賃貸借をさせていただくとか、そういうことで住居及び農地の確保というのを2年間の研修期間中に行っていっているところでございます。

以上でございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、92ページの農業委員会費から98ページの畜産業費まで質疑ありませんか。

〇溝口 誠議員

決算書の96ページ、産地パワーアップ事業、説明資料48ページでございます。

この中の事業内容の中でレーザーレベラー、これが総事業で712万8,000円。これは個人なのか団体なのか。レーザーレベラーというのは、多分農地を均平にする機械だと思いますけども、これが個人であればする面積はそんなにないと思います。かなり広範囲にする作業、できる機械だと思います。そういうことで、個人だけでなくて、そういうほかのところも作業をされる、作業請負とかもしながらされているのか、活用、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、もう一点は、97、98の直接支払推進事業費、説明資料が51ページであります。

これは、減反に関する調査等の費用だと思います。この中で特に委託料480万6,000円、これ転作事務委託でありまして、特に現場の確認とか申請書類、これ生産組合長が皆さん方していただく委託料だと思います。私も生産組合長であります。報酬をいただきました。1人大体1万7,000円、詳しくは金額、1万7,000円弱だったと思います。そういうこと、1万7,000円のお金の根拠、どういうことで算定をされるのか。ほかの共済関係も組合長がいろいろな会議等行きます。そのときの手当がございますけども、そういうことからいえばかなり高いなと思います。そこら辺のされた根拠。

それともう一つは、事務等経費の408万3,000円、事務経費が同じぐらい経費がかかっておりますけれども、委託料と。事務経費の中身、400万円近くかかってますので、そこら辺の御説明をお願いしたいと思います。

〇堤 正久農業振興課長

まず、説明資料の48ページの事業実績の欄の一番下のところでございます。

表の一番下、レーザーレベラー、どういった方が導入をされたのかということでございます。これは、法人の方が、自分の圃場及び受託作業で均平作業を行うということで導入をされたものでございます。

次の説明資料51ページでございます。

直接支払推進事業費でございます。その中で事業実績の中で白石町の再生協議会の 事業内容ということでございまして、そこの中のまず委託料の件でございます。これ は、転作の実施計画の配付、また回収を各生産組合長さんのほうにお願いをするとい うようなことになっております。それと転作の確認をします農地情報システムの保守 の委託料ということでいたしておるところでございます。

各生産組合長の根拠につきましては、面積なり農家戸数等で算出をされているものでございます。

同じ欄の上の事務等経費408万3,000円でございます。これにつきましては、転作を 行う上での事務を行うために会議等も行いますし、使用料、それと再生協議会のほう で臨時職員を雇用しておりますので、そういう賃金。全部が賃金ではございませんが、 賃金が結構あっております。それと農地を転作していく上での情報のシステム料を含 めまして事務経費といたしているところでございます。 以上でございます。

〇溝口 誠議員

今後、委託料に関しては減反はずっとありますので、これ続けられると思います、 事業としては。委託料を今後検討されるかどうか伺いたいと思います。

〇堤 正久農業振興課長

委託料を検討されると、増額ということでしょうか。ほとんど直接支払推進事業、 転作の確認の事務については、国、県から交付金としていただいているものでござい ます。委託料の金額を上げるということでは考えておりません。

以上でございます。

〇前田弘次郎議員

決算書の93ページ、農業委員出席者費用弁償、9節、46万6,000円ありますけど、 これは何人の方が出られたのか、それと何回あったのかお願いします。

それと決算書の96ページ、19節有害鳥獣広域駆除対策協議会負担金121万円とありますけど、この中には狩猟免許を取るときの補助とかがあるのか。それと、多分狩猟免許は一年一年更新ですので、その辺あたりの補助は入っているのか、お願いします。

〇久原雅紀農業委員会事務局長

1点目の御質問でございますが、農業委員出席費用弁償46万6,000円のことでございます。

1年間と臨時総会の出席費用弁償を含んだところの額が45万円。それと家族協定が ございます。経営主と後継者の協定書を交わすという家族協定の開催日がございます。 そこに農業委員と同席していただきます分が5回、この分が1万6,000円でございま す。計の46万6,000円ということになっております。

以上でございます。

〇堤 正久農業振興課長

有害鳥獣の狩猟者への免許時の助成ということでございます。

免許を取得するときの助成については行われているというふうに思っておりますけども、更新のときに助成を行っているかというのは後もってお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

それと更新のときには、町の駆除のそういう業務に携わっていますよという証明書を出していることは間違いないんですけども、そこの助成というところについては後もってお答えをさせていただきます。

以上でございます。

〇前田弘次郎議員

年々、駆除の方も高齢してになって、なかなか若い方の免許を持つ方が少ないとい

うことで、そういう方々への最初の免許を取るときの補助が多分出てないとは思うんですけど、その辺のところは確認をしてもらって、検討をお願いします。

〇久原雅紀農業委員会事務局長

先ほど、前田議員の質問のほうに私金額のみで回答を差し上げておりましたが、費用弁償1,000円でございまして、臨時総会を含めた総会への出席費用が延べ450人、欠席の場合もございますので、延べ450人、それと家族協定に出席いただいた回数が16人ということで、延べで答えさせていただきます。

以上でございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、99ページの農地費から105ページのため池等整備事業費まで質疑ありませんか。

〇友田香将雄議員

予算書の100ページ、農地費の14、使用料及び賃借料として9節から流用ということで13万円入ってます。それはバス賃借、借り上げということで使われていると思いますが、バスを使用されたときの内容を教えてください。

〇笠原政浩農村整備課長

バス借上料13万円ということで、9節から流用をいたしております。

この分につきましては、当初熊本方面に旅費で広域多面的支払交付金事業の広域関係の推進関係の視察を行う予定、計画をいたしておりました。ところが、熊本のほうから受け入れができないと、震災後ということで、できないというようなことで、急遽鹿児島のほうに広域協定をされるところがあったんで、そこに視察に行くというようなことで、旅費的には非常に高額になるということで、そういったときにはもうバスの借り上げを行ったほうが安くつくだろうということで流用を行いまして、バスの借上料で対応したというような状況でございます。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、105ページの林業費から112ページの観光費まで質疑ありませんか。

〇溝口 誠議員

決算書の111ページ、説明資料の59ページ、商工振興費でございます。 空き家等、また空き店舗を活用するという事業でございます。補助件数は1件でご ざいまして、空き店舗をどう活用していくかということで大事な事業で、ことしはこういうことで1件ありました。申請が1件だけだったのか、それからあとこういう事業がありますよということで紹介、しっかり周知徹底もされていたのかどうか。

そしてまた、事業の効果についてはここに書いてありますけども、もう少し具体的にどういう効果があったのか、もう少し説明をお願いしたいと思います。大事な商工振興のことでございますので、よろしくお願いします。

それからもう一点は、同じ決算項目の111ページの説明資料は60ページです。

商工団体振興事業補助金ということで、補助金に関しては、白石町商工会で街灯の整備ということで町から228万2,000円あってます。こういうことで、補助は一般財源でございます。その財源を白石町から商工会に、これ図がありますけども、商工会のほうに補助をしてて、商工会の中でまた白石町商店街環境整備委員会と、なぜこういう形に補助の体系がなっているのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、環境整備委員会の構成員、どういう形になってるのか。ここではお名前までは発表はできないと思いますが、そういうのがあれば後でまた教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

まず、1点目の地域商業活性化の空き店舗、空き家の事業についてでございますけども、29年度から新規事業として取り組ませていただいております。これの分については、県費半分という形で、県の事業に絡めてやっておるところでございますけども、29年度についてはお示ししているように1件の申請ということで、申請については29年4月20日から29年5月19日まで応募期間を設けまして、応募をしております。その期間中に1件の申請があったといったことで、事業内容としても認められるという形で限度額の100万円いっぱいいっぱいという形で29年度については1件の申請があっとります。

ここにも書いてありますとおり、事業効果でございますけども、今回は有明地域の 廻里津商店街のほうでパン製造販売店という形でされております。もちろん商店街の 活性化を目的としておりまして、当然空き家のほうを利用して空き家対策等もできた と。また、パン製造販売のところは、白石町の商業振興、また6次産業部分も理解を いただいて、パン製造についても地元産を使ったというふうな部分で、商店街活性も 含めてそういった部分も事業効果があったんじゃないかと考えております。町の事業 に対して協力的といったことで、非常に助かっている部分があります。

続いて、決算の説明書の60ページ、商工団体環境整備事業補助金につきましてでご ざいます。

補助金の流れについては、お示ししておりますように、町は白石町商工会に、それから商工会が白石商店街の環境整備委員会のほうに流すという形で、白石町商工会のほうが間接補助したといったことになっております。これについては、白石商店街環境整備委員会のメンバーが、商店、商業者、それからその地区に住んでおられる方で構成されているメンバーでございまして、当然街路灯と言いながらも、地域の防犯灯の部分も関連してくるといったことで、今回、商店街の活性化という意味合いで商工

会に町のほうは補助しますよといった形で、商工会のほうはそれに町の部分の補助額を上乗せして環境整備委員会のほうに補助金の交付をなされてるということで、うちとしてのもちろん事業主体については環境整備委員会でございますけども、間接補助という形で商工会に町の補助金のほうは流させていただいているという状況でございます。

あと、メンバーについては、先ほど申しましたように、商店街の商業者、それから 住まわれている商店以外の方々、それから商店環境整備委員会に賛同されている方を もって組織をされておるところでございます。

以上です。

〇溝口 誠議員

補助を決定されるときは、最終的に補助をしますよという最終決定があると思います。そのときは、商工会と町がしたわけですかね、最終決定。町と商工会ですかね。

〇久原浩文産業創生課長

町としては、当然商工会のほうから補助金交付申請、それから交付決定については 町から商工会、実績についても当然うちのほうは商工会から来るということになりま すけども、当然事業主体が今言いましたように白石商店街環境整備委員会でございま すので、商工会のほうも環境整備委員会から一連の手続はとられておりまして、それ もあわせてうちのほうには実績報告としていただいているところでございます。 以上です。

〇溝口 誠議員

もう一回確認します。

白石町と商工会が最終的に決定した。そのためには、商工会と商店街の環境整備委員会ともきちっと話をしてあるということですね。いいですね。もう一回確認。

〇久原浩文産業創生課長

当然、商工会が間接補助でございますし、商工会のほう、環境整備委員会から当然の申請、それから実績報告等はとられて、うちのほうにもコピーのほうはいただいているところでございます。

以上です。

〇西山清則議員

決算書の110ページと111ページです。説明資料では58ページと60ページですけども。 白石ブランド確立対策事業、これいい事業だとは思っておりますけども、何年かず っと続けられています。実績と効果を御説明願いたいと思います。

それと60ページ、61ページ、観光費の中で協議会、年何回協議されたのか、そして 内容をお聞かせ願いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

まず、決算説明の58ページ、白石ブランド確立対策事業の実績という形でございますけども、事業につきましては、白石町PR推進協議会、特産物PR推進協議会というのを設置をされております。メンバーは、町、それから3直売所の代表者、それから農協、漁協、商工会のメンバーで事業を行っているところでございます。

事業については、特産物のPRの宣伝活動、それから産物消費、もう一つ米消費拡大という形で事業を推進しておるところでございます。産物の消費宣伝につきましては、昨年、一部書いておりますけども、言いたいと思います。5月に東京のほうでタマネギフェアのトップセールス、それから10月に県がしております佐賀最高の応援団で東京、それと11月にはレンコンフェアのトップセールス、それと12月には、これは町村会主催の町イチ、村イチでの、これも東京ですけども、宣伝活動と、1月には東京の個人的な店舗を借りましてし白石町のマルシェという形で特産品の部分で宣伝を行っております。それと、同じ1月に福岡市のほうで佐賀うまいものフェアという形で特産物の販売と、それとPRという形で行っているところでございます。そして、3月には今回都庁ではありませんでしたけども、台東区のほうで東京のふるさと交流ショップ台東というところで特産物のフェアを行っているという実績でございます。

あと、観光推進協議会委員の報酬でございますけれども、協議会、それからここについても観光ワーキングというのがあります。協議会の実績については、29年度3回開催をしております。それと、ワーキングにつきましては、これは7月から発足をしておりますけども、9回の実施をしております。内容ですけども、協議会についてはワーキングチームから検討された分の事項について協議、決定をしていくということで、ワーキングについては29年度については、観光パンフレットの編集、そういった分に主に協議の内容を注いでおりますけども、12月10日にモニターツアーを開催をしております。その部分の協議と観光に関する部分の協議について行っているところでございます。

以上です。

〇西山清則議員

年に五、六回、東京、そしてまた福岡にも今PR活動されていますけれども、その後、お客さんとかこういった方、見えられた方から町のほうにいろんなことで問い合わせとかが出てきたのか。

それと、観光の中で委員さんたち何名でどういう方たちがおられるのかをお聞かせ 願いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

まず、白石ブランドのその後の反響といえばよろしいでしょうか。この事業についてはもう合併当初からブランド事業についてはありますけども、特にレンコン、タマネギのトップセールス等については、一概に声を直接聞くわけじゃないんですけども、例えばふるさと納税の返礼品等には急激にタマネギが伸びたとか、レンコンが伸びたとか、そういった部分は数字的に出てると考えております。

あと、福岡であった佐賀うまいものフェアについては、この時期、昨年はうまいものフェアが1月19日、21日という日、ことしですけども、しておりますけども、野菜類がなかったもんで、実は1回福岡のほうに運んで、オープンしてすぐ、もう1時間、2時間でなくなって、産地直売所に頼んで昼からまた持っていくといったこと、これは野菜の高騰による影響やったかもわからんとですけども、PRになったんじゃないかというふうに考えております。

あと、観光費の分のメンバーということで、観光推進協議会の委員のメンバーさんについては、15名いらっしゃいます。おおむね役職につかれた方ではありますけども、3名さんほどについては団体からではなくという形でされてます。団体については、商工会とか直売所関連、漁協、それからゴルフ場関係、それから縫の池の保存会等がメンバーになっております。

それから、ワーキングにつきましては、これについては若い世代の方、20代が2名、それから30代が8名、40代が3名の計13名、13名のうち男の方が7名、女の方が6名ということで、ワーキングチームについてはそれぞれこちらサイドからお願いした部分もございます。

そういったことで、メンバー的には、協議会の委員が15名、ワーキングが13名というふうになっております。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

10時38分 休憩 10時55分 再開

〇片渕栄二郎議長

会議を再開します。

〇堤 正久農業振興課長

開会前の前田議員の保留をいたしておりました狩猟免許についてでございます。30年度の試験の内容ですけども、初めて取得する方については試験区分1種類につき手数料が5,200になっております。更新をされる方は1種類につき手数料3,900円となっておりまして、免許の取得にしても更新にしても、町のほうでは現在補助をいたしておりません。ただし、狩猟免許を取得する前の事前講習会、これの参加料が1万円というふうになっておりますけども、2分の1の5,000円を助成をしているということでございます。

以上でございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○草場祥則議員

資料説明の58ページ、トップスセールスで町長を初め一生懸命頑張ってもらっています。それは私も東京都庁でやっとるとき見学しましたけど、お客さんに大好評というような感じで、その中で来られたお客さんの中の意見書といいますか、消費者の方の意見書というものはとられているわけですか、何か。

〇久原浩文産業創生課長

来られた来場された方の意見書というのは、御意見等という分の紙ベースでのあれ はとっておりません。生の声を聞くぐらいで、議員さんも東京都庁に来場されており、 わかっていらっしゃるとは思いますけども、直接聞くぐらいの部分で紙ベースの意見 等は聞いておりません。

○草場祥則議員

レンコンとか非常においしいという話は聞いておりますが、気になったのは、東京の方から泥つきではどうしてもマンションとか何とかで使われないというようなことで、そういうふうな意見が来てるもんかどうか。それに対して、東京に進出するなら、向こうのニーズに合ったつくりもせにゃいかんと私は思うわけです。そこら辺の考えをひとつお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

東京のほうは、洗いレンコンのほうが主流といったこと聞いております、茨城県産等。本町においてPR部門につきましては、もちろん泥つきレンコンという形で各トップセールス等も、東京のほうに催事で持っていく部分についても泥つきレンコンを持っていっております。そこも一つのPRと、泥つきやったらこうですよって、保存も少しきくですよと、そういった部分はPRしながら、泥つきの部分をトップセールス等もやっております。ただ、トップセールス、これについては町長、それから農協のほうも常務のほうが一緒になってトップセールスをしております。JAのほうも洗いレンコンのほうも一部されているというふうな話は聞きておりますけども。ブランド確立については、泥つきレンコンのPRと、泥つきのよさを消費者に知ってもらうという分でさせていただいている状況です。

以上です。

〇草場祥則議員

私もレンコンは泥つきというようなことで小さいときから見とるもんで、ブランドという、泥つきレンコンが白石レンコンの特色だというふうなことで売り出すのは十分にわかります。ただ、その中でも、一つ洗いも出して、向こうのニーズに合うようにしてもらいたいと思います。

また、この前、東京都庁を見よいでましたけど、もう少し広うできないのかと、 大々的にというようなことで、町長、あそこの都庁をどっかいっぱいがばっとかって やるような、隅のほうでせんで、考えないでしょうかね。

〇田島健一町長

白石町の特産物を大都市でPRすることは、有効だというふうに思います。もちろん都内のほうにアンテナショップを設ければいいわけでございますけども、これについては町単独で設置するということは莫大な費用がかかるでしょうし、これまでは東京都庁という公的機関を安い費用で使わせてもらって好評を受けているところでございますけれども、行く行くはもっと広くといいますか、年間通じてとか、アンテナショップになれるようなところが見つかればいいなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、白石町産物をもっともっと大都市のほうにPRしていくというのは、ずっと考えていかにゃいかんというふうに思ってます。

また、先ほど泥つきレンコンの話もいただきましたけども、今は泥つきと泥つきじゃないやつと両方店頭でお願いをしてるんですけども、どちらも人気があるというような状況下にございます。先ほど課長も申しましたように、なぜ泥つきなのかというところを、茨城と違うところをもっとPRをして、泥つきが佐賀のレンコンよというようなことで売っていければなというふうに思います。最近では、先ほど申されましたように、マンションで泥つきは嫌だという方もいらっしゃるようでございますけども、もちろん都会ではまないたもないというところもございますので。しかし、レンコンを買っていただけるというのは、まないたとか包丁がある家でしょうから、そこら辺は泥ついたほうが鮮度というか、保存がききますよというところで、もっとPRもさせていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

〇吉岡英允議員

決算書の106ページをお願いいたします。

106ページの19節の負担金及び交付金ですけども、ここに不用額が123万9,000円発生しております。不用額が123万円発生した理由、それをお聞かせ願いたい。

それと、110ページですけども、110ページのこれも同じ19節です。これも不用額の件なんですけども、ここにおいても106万9,000円ですか、不用額が発生しております。 その分の2点の理由をお聞かせください。

〇久原浩文産業創生課長

まず、110ページの19節の106万9,094円の不用額の件を答弁したいと思います。

この分については、白石ブランド確立対策事業補助金、これ当初予算については500万円でありましたけれども、実質町の補助金については406万7,315円といったことで、93万2,685円不用額が出たと。この106万円のうち93万2,685円不用額が出た主な原因でございます。500万円の予算で何で使い切らなかったかという部分があるかと思いますけども、この分については、各催事とかの売り上げ、一部売り上げ、それからみのりちゃん等のグッズ等の売り上げ等が収入としてPR推進協議会のほうに入ってきておりますので、その部分が原因ということで御理解いただきたいと思います。以上です。

〇笠原政浩農村整備課長

決算書の106ページ、林道費の19節の不用額が123万9,000円というようなことでございます。

主な要因は、町単独で山間地環境整備事業補助金というものを設置しております。これは地元のほうで山間地の補修等をしていただく補助金です。町の補助金、補助率が80%ということで予定をしておりましたけど、29年度につきましては2地区の応募がございまして、執行額が77万1,000円ということになっております。そういったことで、ほかに要望がなかったということで不用額として残っております。以上です。

〇重富邦夫議員

説明資料の61ページ、観光費、ここの分の事業概要の中で観光パンフレットについて検討を行いということで、観光パンフレットを作成するような内容でございますけれども、ここの検討に至った経緯といいますか、今どこまでそれが進んでるのかというところをあわせてまずお願いいたします。

〇久原浩文産業創生課長

観光パンフレットの経費でございますけども、これは事業概要にも書いてありますとおり、23年度に白石町観光推進基本計画という部分でありまして、観光推進協議会、また観光ワーキング等でそれに沿った形で観光パンフレットの作成をという形で29年度から協議に入って、29年度中いろいろ御努力していただきましたけども、30年度のほうに繰り越しをさせていただいております、作成の分については。

現在、おおむね原案でき上がりまして、印刷という部分で今行っている状況です。 仮印刷というぎんいかんですけども、実は観光部分もありますけど、道の駅等のパン フレットに掲載とかという部分もありまして、実はまだでき上がっておりませんので、 その部分はイラストみたいな形になりますけども、とりあえずは印刷を一部かけたい という形で今発注段階という形で計画をされております。

以上です。

〇重富邦夫議員

観光協議会の中でデザインも決定されたというふうな認識で理解でよろしいんでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

今回のパンフレットにつきまして、もちろんワーキング等検討を重ねていただいて、 写真等についてもワーキングのグループで検討して、撮影から選択までパンフレット の内容についてはワーキングチームのほうで検討をいただいたということで御理解い ただきたいと思います。

〇重富邦夫議員

それでは、道の駅の完成のイラストになるというふうな今話でありましたけども、 それでパンフレットは通していくものなんでしょうか。それとも、また結局完成後に は写真を撮ってパンフレットを新しく印刷するということになれば、二重の経費がか かるんではないかというふうな思いもございますけれども、そういったところを急が れてるのか、そういったところの理由、お願いいたします。

〇久原浩文産業創生課長

パンフレットについても、道の駅でも情報発信ということで観光面等のパンフレット等を道の駅にも置いていかなくてはいけないということでございますけども、まずは開業に向けて白石町のPRといった部分も含めて、部数的には検討をさせていただいておりますけども、一部開業前にPRと。うちのほうも毎月第3水曜日については、福岡市内のほうにPR活動に行っております。そういったときにもパンフレットを配布できるように。当然道の駅できて、そこの写真の刷りかえというのは出てくると思いますけども、まずは開業に向けてのPRという部分で今検討されて、発注段階ということになっております。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

〇内野さよ子議員

重富議員と関連をしているかもわかりませんが、111ページの決算書と、それから 61ページの説明書のところですが、ここにモニターツアーというのがあります。ずっ とお話を聞いていると、ワーキングも七、八回したと、それから協議会の推進に向けては3回したというようなことで、随時いろんな業務をこなしておられると思います。 ただ、私が見る範囲では、なかなかどういうに中身がなってるのかというのがわかりませんが、まち・ひと・しごと創生事業の中にも観光ルートの作成とか、あるいはパンフレットの作成とか、そういうようなものを盛り込んであると思います。でき上がったものが道の駅に間に合うようにPR活動を福岡に向けてと、それからいろんなことをやっておられるということですが、やり方が町内の町民の皆さんが盛り上がって、そして町民の皆さんの声がもっとPRできるような体制づくりができていないと、なかなか難しいのかなと思います、地元の盛り上がりが。

ここのところに事業の効果というのがあります。そこには、町民には観光、歴史的資産の価値を再認識してもらう、また道の駅開業に向けて観光客を増加させる、ここ大事なところだと思うんです。観光推進協議会には議会からというわけではないかもわかりませんが、まちづくり事業の中からもお二人出てありますが、なかなか情報があちこち飛んでいたような感じがして、まとまっているのかなというのは、町民に向けてのPRがもっとできていないからじゃないかなというようなことを思います。もちろん議会にも報告等もありませんが、こういうふうに結果を見るとされてるんだな

というのがわかりますけれども、経過をもっと公表して、一人一人がもっとうちの町はよかよというようなことでないといけないと、まず感じました。

そこで、委託料に観光モニターツアー業務委託料とありますが、これって町内に住んでる人たちが自分の町はどうだという散策をしたり、あそこはこうだからこうだというような、もっとこういうモニターの活用の仕方があると思いますが、このモニター業務というのはどういうふうにされているのか、そこからお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

委託料の観光モニターツアーでございますけれども、これについては、昨年12月10日に行っております。これもワーキングチームのほうで企画していただいてという形で、これについては30から40ぐらいの女性をターゲットに県外の方という形で福岡県内にお住まいの方を対象にツアーを実施しております。これについては、各観光施設のほう、例えば縫ノ池とか稲佐神社とか、そういった部分で企画して、福岡県内にお住まいの12名の方に来ていただいております。もちろん、モニターツアーでございますので、終わって意見を聴取して、これをまた来年に生かそうという形で企画をしているところでございます。26万1,700円ということで、これについては委託先は祐徳観光という形でバスで来ていただくという形でツアーをさせていただいております。以上です。

〇内野さよ子議員

観光推進協議会で、策定が27年度にされたと、その時点でも町民には観光という言葉がなじまないぐらい、それまで白石町にとってはやられてなかったですよね。それから見ると、モニターツアーを県外の福岡の方から12名の方に26万円使ってやったということには、違和感があります。というのが、本当は私でも縫ノ池のことはもっと知ってる、もっとやりたい、説明できるって、町内のあの辺の方はみんな思っています。でも、福岡の方が来たからといって、そこのぱっと来られて、ああこがんとのあったね、あ、ここは白石ってこんなところかというふうなことで、それをずうっと後につなげてくださるかもしれませんが、本当はモニターツアーというのは町内の方が町のことを知って、そしてモニターにつなげていくのならいいですが、これをさきにやって、町民の方にこがんと決まったけん、モニターになってくれんですかは、逆じゃないですかね。もっと何か町民向けにモニターツアーをやって、各地域から1人ずつでもいい、8人でもいい、9人でもいいから、うちはこういうやもんねって1つずつ挙げてもらって、何かそういうふうなモニターのツアーのやり方のほうがお金の使い方としてはいいんじゃないかと思います。

これ、先ほどアドバイザーの件がありましたが、アドバイザーの件とこれとは、ものすごく関係をしているのかどうかお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

観光の分について、道の駅のアドバイザーと関連があるのかという部分ですけども、 町費でのアドバイザーの委託料はございません。ただ、県のほうでそうした助言をい ただくという形で県費でアドバイザーの分については出しているところでございます。 道の駅の関連もありますし、そういった形で外部アドバイザーのほう、県のほうで出 していただいているという状況です。

以上です。

〇内野さよ子議員

今、課長が町費ではない、県費だからというお金で、お金の使い方もそこで間違っ てませんかね。まずは町の中でやって、そしてアドバイザーというのは県費だから、 まあ何かやってもらうのにはやってもらって、モニターツアーも企画していただいて というところでやっておられるような気がしてなりません。もうちょっと町民に向け て、町の方に向けてやっていただいたほうが、アドバイザーもいらっしゃるのは間違 いではないと思いますが、順序のやり方とか使い方というのが、何か私には逆のよう な気がしてなりませんので、その辺のところもうやってしまっておられるので仕方が ないかもわかりませんが、県費であるのでやってきていただいてます。モニターとか 観光推進協議会にもタッチしていただいてますでは、後々の10年後に、ああ、私たち の町をもっとPRしようという人たちがどれくらいできるかというところが基本だと 思うんです。それよりも、もっと町の中で1年ぐらいかけてパンフレットを使った観 光ルートも、もう私もよ、私もそう思うよという意見をいただいて観光ルートをつく っていただいたほうが、そしてアドバイザーに見てもらう。アドバイザーの方が、あ あ、いやいや、ここをこうしたほうが観光の協議会の方とのすり合わせとか、それを していただかないと、何か私の目にも見えないというのは、きょうずっと意見が出て いるのには、私もそれずっと思いましたので、何かお金の使い方が、順序のやり方が 逆のような気がしてなりませんので。道の駅ができるまでに完成をしたい、追いつき たい、だから急いだみたいにしか見えませんので、何かもうちょっと町の人の意見を 聞くような態勢を広げていただきたいというふうに思います。観光推進協議会が15人 とおっしゃいました。モニターさんがまた倍ぐらいいらっしゃると思いますが、もっ と広げないとこれは成功しないんじゃないかと思います。その点、後で町長もお願い します。

〇久原浩文産業創生課長

町内の方々にまずは観光地の歴史的な資産等の、その分がまずは最初じゃないのかという御質問でございます。当然、もちろん町内にはこういった観光施設がありますよ、こういった歴史的史跡ありますよといった分をまずは町民さんに御理解していただくのがさきじゃないかというのは、重々理解をしているところです。この分についても、モニターツアーの中でも説明はとりあえず国の意見のほうも、保存会の縫ノ池の湧水会のほうに頼んだりとか、稲佐神社については宮司さんに頼んだりとか、説明のほうはさせていただいておりますけども、町外の方に向けた観光という形で取り組ませていただいておりますけども、町内も含めてそういった部分についてはもう少し検討させてもらって、町内でも何かモニターツアーができないかという部分が内野議員の御指摘だと思っておりますけども、その辺はもう少し検討させていただきたいと

思っております。 以上です。

〇田島健一町長

内野議員のほうからは、観光モニターということと町民さんとの関係の話は御質問にあったところでございます。これについては、先ほどから課長申し上げておりますけれども、平成27年に観光の基本計画をつくっておりまして、それに沿ってもっと白石町をPRしていかにゃいかんという中で、観光推進協議会を委員さん15名さんで立ち上げていただいて、またその下にはワーキングも13名の方、またこの中には先ほどお話ありましたように、女性が6名、男性7名という、そういったいろんな各層の人たちの議論をしていただいて、議論もしているところでございます。

そういった中において、観光モニターということで、たまたま今回、29年度に観光会社のほうがやられたということで、来られた方がどういった感性を持ってられるかというのを聞き取るという意味で参考になったというふうに思っておるところでございます。

町内、いろんな観光地があると思います。歴史的なものもございますでしょうし、私たちが見過ごしてしまってる観光スポットというのもたくさんあるんじゃないかと。ただ有明海の海岸線、直線だけの海岸線だって観光地になるでしょうし、ことしは国道444号線沿いにヒマワリをたくさんつくっていただきました。農道の中に入って、親子連れとかが写真撮ったり、そういったこともございました。また、数年前からは菜の花もつくっていただいて、これもまた観光地になっているようでございます。そういうことで、観光地というのは、また私たち町民がつくっていくものだというふうに思っておりますので、これについては町民さんの意見というのを十分に聞いていかにゃいかんということは重々わかっておるところでございまして、今後もこういった観光推進協議会とか、またワーキングもグループ分けをしてもっと拡大をしながら議論をしていただくとか、いろいろまだ今のパターンが完成形だとは私も思っておりませんので、もっともっと勉強していかにゃいかんかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

〇中村秀子議員

決算書106ページから107ページにかけですが、先ほどの負担金で山間地環境整備事業補助金ということで説明があって、これは申請が2件あってこれだけの金額になったというような御説明でしたけれども、災害の折に林道どうかなと見ておったときには非常に林道荒れてました。木がもうすごく伸びきって、道のほうにこう来ているんです。これは、今の御説明だと誰かがこの木がこがん茂って行きづらくなったからここをきちんとしてくださいよという申請がない限り、山の中の林道はきれいにならな

いというような理解をしたわけですけれども。

その下のほうに林道巡視員さんの報酬がありまして、1番、町林道管理費の中の1番の報償費ということで、林道巡視員さんの報酬というのがありますけど、林道巡視員さんというのがあります。これは不法投棄か何かを見て回る方の報償費なのかなというふうに私は理解しておりましたけれども、見て回られるときにこういうふうに災害が多い時期でもございます。ちょっとした大雨でも、今回の台風や水害でも道の路肩が崩れたり、崖がちょっと壊れてしているところがございますので、こういう方、誰かが、区長さんとかおるような場所だったら、そういうふうな、こここがんなってますから整備をしてくださいという声も上がりましょうけれども、ああいう広大な山の中で木が生い茂っているだとか、通りづらいとかというのは、声が出るところがないように思いますので、こういう方からの声だとか、あと町民の方から、これどこ行っていいのかわからずに、普通に私も通りましたけれども、巡視員さんなんかがここの道は通りにくい、土砂が路上にこう入ってきているので整備が必要じゃないかというふうなことを行政のほうから見守って、情報を収集して整備するというような仕組みではないなと思ったんですけど、そこら辺の改善については、決算のところで気づきましたので、意見を伺いたいと思います。

〇笠原政浩農村整備課長

まず、山間地環境整備等の事業では、林道あたりの倒木等の伐開、こういった作業はそういった感じでされるのかというようなことでございます。

そこの13、委託料のところ、林道沿線伐開委託料ということで、林道につきましては、一般的には倒木だとか清掃業務等については、年間、毎年こういった形で清掃等もしております。伐開も含めてやっております。そういった中で、そこに見合わないようなところ、地区で担当しなくてはいけないような状況のところを、今回、19節の山間地環境整備事業補助金ということで地区のほうで対応していただいているというような状況でございます。

また、決算書の107ページの報償の町有林巡視員報酬ということであります。基本的には町有林の巡視を月2回行っていただいておりますが、報告をいただいております。その中でも、報告書の中に林道あるいは作業道ののり崩れだとか、そういった報告も実際受けておりまして、その対応を適時行っているというような状況でございます。

以上です。

〇中村秀子議員

ここ十数年前に比べると、林道は荒れてるという感想を持っております。こういう ふうなことで予算的にはもう使い切るくらいに林道を整備しないと、皆さん高齢化し ておりまして、行政の手が入らないとそれぞれ住民が通る方では難しいかと思います ので、そこら辺の予算の活用とかというのをしなければいけないんじゃないかなと思 っておりますけれども。

○笠原政浩農村整備課長

当然予算の範囲内ではありますけど、しっかり対応していきたいというふうに考えております。特に今年度につきましては、災害等もある時期、大雨だとか台風だとかの影響で急遽また倒木等の発生が生じるというようなことで、年間を通じた契約をしておりますけど、追加でお願いをしたりとか、そういった対応をしておりますので、今後ともそういった対応をしていきたいというふうに考えております。以上です。

〇友田香将雄議員

予算書の112ページ、観光費の委託料についての質問です。

まず、歌垣公園遊具保守点検委託料のところで4万8,000円計上いただいてますが、恐らくここで点検をいただいて、前ページ、111ページの需用費のところで修繕料として93万9,000円弱計上されてるので、修繕いただいていると思われるんですが、29年度で点検されていて、どういうところをそこを受けて修繕されたのかというところを教えていただければと思います。

〇久原浩文産業創生課長

観光費の中の修繕の分の内容ですけども、大きいやつを言えば、歌垣ロッジの給湯器、それと桜の里の街路灯の故障による修繕、この分が44万円程度あります。

それと、歌垣公園の分で遊具関係については、遊具の洗浄とかそういった部分についても修繕をさせていただいております。それから、歌垣公園遊具の注意看板の修繕と出ております。あと、歌垣公園の犬山城の展望台の高圧洗浄、これ汚れているという形で、これについても清掃、修繕をやっているということでございます。 主なものは以上です。

〇友田香将雄議員

内容はわかりました。

ここで確認なんですが、この後の中央公園等も含めてお聞きしたいんですが、こういった遊具関係の点検を委託されるときに点検項目があるかと思います。その際に、例えば遊具関係の耐用年数等、恐らくメーカーさんなり想定がされてると思いますが、そのあたりも含めた点検をやられてるという認識でよろしいのでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

耐用年数等も含めて、もちろん毎年毎年点検を委託をしておりますんで、即危険という部分で項目設けられて、要危険、もうここは修繕という部分の点検結果をいただいて、修繕等を早急にできる分についてはさせていただけるという状況でございます。以上です。

〇友田香将雄議員

そしたら、耐用年数が経過した場合にどのような対策をとられているのかというの

を確認したいのが1つと。

あと、すみません、確認なんですが、桜の里清掃委託料としてこちらも計上いただいているんですが、すみません、私昨年の3月議会のときにも質問させていただいたんですが、トイレのほうの水が出ないというところで質問をさせていただいたことがあったんですが、今回の清掃委託料のところ、恐らくトイレだとかがメーンになってくると思いますが、ことしの3月、4月の時点で水が出るような状態になっていたのでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

遊具類の耐用年数の分の対応でございますけども、もちろん耐用年数の分過ぎている分がおおむねございますけども、修繕と見合う分で検討して、撤去がいいという分については、撤去をしていかんばいかんという分も出てくるかと思います。その分については、点検結果を踏まえて検討をしていくという分になると思います。

過去には、一部撤去をしたという事例もあるようでございますけども、そういった ことで対応していくと考えております。

あと、桜の里の清掃委託料についてですけども、この分については単に清掃でございますので、トイレの清掃、それからあと周りの除草作業ということで、便所掃除については年間10回です。そういった、便所掃除というか、草むしりも含めて、そういった形で委託で民間のほうに委託してさせていただいております。ちょうど昨年の4月から5月分という分で、あそこの分についても、職員がタンクのほうに水をくんで出してると。上水道来ていませんので、上のほうにタンクがありますので、タンクのほうで。定期的に見ておりますけども、4月、5月については担当から聞いておりませんので、出よったか、出ようらんかったかというところは把握できておりませんけども、あそこの分については水をタンクをこっちから持っていって継ぎ足すという部分がありますので、定期的には巡回はしていると思います。けども、そこの部分で利用が多かったりとかしたときに、数日間とか出ない状況があったかもわかりません。以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、112ページの土木費から122ページの砂防費まで及び151ページから152ページ までの災害復旧費について質疑ありませんか。

〇吉岡英允議員

決算書の113ページお願いいたします。

113ページの13節のまた委託料ですけども、ここに保守点検委託料というようなことで200万円ですか、上げられておりますけども、何の保守点検委託料のなのか説明を願いたい。

それと、その下に法定外公共用ソフト管理委託というようなことで12万9,000円上

がっておりますけども、法定外ソフトというのがどういうものなのか、何でこれが必要なのかも説明を願いたい。

それとその下、道路台帳整備委託料というようなことで500万円上がっておりますけども、道路台帳というのは毎年毎年整備に500万円かけてせんばならんものか、これが何年かに1回道路台帳を整備しなさいというような決まりがあるのか説明を願いたい。

その意味においてはその下もです。地籍調査、また登記事務についても毎年委託料が発生をせにゃいかんものか、何年に1回でいいですよというような決まりがあるか教えて願いたい。

次のページです。次のページの114ページのほうの14節のほうに、GIS機材リース料というようなことで100万円計上されておりますけども、GIS機器というのがどういうふうな機械なのか、またこれリース料で発生しておりますので購入もできるというようなことで、購入したらどれくらいかかって、購入するよりもリースが安いというようなことでされてあると思いますけども、そこら辺の比較検討をされてこれが発生しているのかお教え願いたいと思います。

〇喜多忠則建設課長

まず、委託料の保守点検委託料という項目について御説明をいたします。

金額が約220万円程度でございますが、これについては役場内の地図情報管理ということで、地図の情報管理を一括で建設課のほうでしております。それでこれをまず何の目的でするのかという中で、公有財産の管理とか固定資産の管理、道路台帳の管理とか、農道台帳の管理とか下水道の管理、こういった管理を地図情報で一括で管理をできるようにパソコン上で全職員さんに配置をしておるところです。この名前が統合型GISということで、ウエブ上でGISを、地図情報を見られるということの委託ということになっております。

あと、その下の法定外公共物ソフト管理委託料ということで、これについては法定外公共物、水路、道路、これについては、国から、また県から法定外公共物として里道を含めていただいたもの、無償で譲渡しておる分、この分の管理をこのソフトで一元管理をしております。そういった内容で、図面等の修正とか、こういったところでしております。

あと、道路台帳の整備の委託料ということですが、これは基本的には毎年実施をしております。なぜかといいますと、これは地方交付税のほうで算定されるということで、需要額のほうに算入されるということでしております。今回は、一昨年の工事で5.72キロした分について修正をしたものでございます。

次に、地籍情報管理委託料、これも先ほど申しました統合型のGISのバージョンアップということで、バージョンを1段上げております。そういうことで、管理をしやすくするためにバージョンアップした管理委託料でございます。

あと、登記事務委託料は、これは毎年上げるものではございません。今回はたまた ま林道の境界復元ということで1件ございまして、この部分のものです。

次のページの114ページのGIS機器リース料についても、意味合い的には統合型

のGISについてはリース料ということで、リースしたほうが金額面もある程度高いということで、当時リース料で見積もりをされております。これについては、御指摘のとおり購入ということも将来的には検討することもあろうと思いますが、今のところリースということで考えております。

以上でございます。

〇吉岡英允議員

そしたら、削減される委託料というのは登記委託料のみというふうなことで、あと はもう毎年発生するというふうな解釈ということですかね。

そしたら、その次のページのGISも保守点検委託料と余り意味合い的には変わらんとですかね。結局は、GISリースもソフトということでしょ。ソフトに対してリース料、ああそうか、借りるときもリース料が発生するわけですかね。そういう解釈でよかですかね。再度お願いします。

〇喜多忠則建設課長

すみません。114ページのGIS機器リース料というのもソフトのリースということになりますので、これは毎月賃借ということで支払いをしておるものでございます。

○草場祥則議員

代表監査委員さんにお聞きしますけど、ここを見よったら、委託料というのがえらい多いわけです。そこら辺でどういう感想をお持ちなのか。

それと財政課長に伺いますけど、委託料をするときの金額の確認といいますか、例 えば入札とかいろいろありますね。この場合はどういうふうな経緯で委託料を算出さ れてるのか、そこら辺もお伺いいたします。

まず、代表監査委員さんよろしくお願いします。

〇吉村秋馬代表監査委員

委託料というものについては、それぞれ事業主体がものを委託して、そしてそれに対する代償として委託料というのを払うわけですので、当然物とか、あるいは物でない業務、そういったものを町が委託することによって受託されたところが委託の物あるいは物でない業務について仕事をして、それに対して町が払うと。だから、いろんな委託料あるわけですが、当然町と相手と委託契約書を結んで、年間幾らとか、あるいは長期にわたる3年契約、5年契約、あるいは物については月々の支払い、あるいは年間の支払い、いろんな委託業務というのがあるわけですので、監査の業務については委託の契約書なり、あるいは委託の内容に基づいて当然仕事をする上において委託をしなければ仕事ができないと、そういったのが各種の業務の中には委託料というのがあるわけです。

だから、そういう意味で、当然委託契約に基づいて支払いをされてるものとみなして監査をしているところでございます。

以上です。

〇井﨑直樹企画財政課長

委託料につきましては、法定点検の委託とか、決められたものがございます。また、物によっては、入札で当然するというのが原則ではございます。ただ、今出ておりましたGISとか、これは合併のときにそれぞれ持っておりました税務をするとか、農道もするとか、水道とか、下水とか、全ての統合した地図データをつくろうというのが合併したときにつくったGISでございます。そういったものについては、比較的業者のシステムということで随意契約になる場合もございますけども、原則は入札できるものは入札という対応をいたしております。

また、物によっては、監査委員おっしゃったように、長期、3年契約とか、例えば 庁舎の保守契約とか清掃とか、そういったものについては複数年契約あるいは施設に おいてはまとめての契約という場合もあります。総合センター全部入れてとかという 場合もあります。それぞれケース・バイ・ケースですが、町が直接できない技術とい う場合での委託は当然発生するものと思っております。

以上でございます。

〇草場祥則議員

町が当然できないものというのはわかります。ただ、私たちこう見て、安易にそういうような、ちょっともう委託でいっちょけというようなことでやってないかということをあれてすけど、どうでしょうか。

〇井﨑直樹企画財政課長

厳しい査定をさせていただいておりまして安直な見積委託については差し戻し、やり直しというのは当然させております。また、入札できないものなのかという検討は常に見直す。あるいは、システム更新についても、更新事業がございます。リース期間、例えばソフトを含めたハード、サーバーとかパソコンとか全部含めて5年間リースとかいたしますと、当然その後の更新についてはまた業者を見直すことも可能じゃないかといったような指導は同然いたしております。

以上でございます。

○草場祥則議員

ということは、委託に出す場合、課長の決裁が入るわけですね。課長の決裁で行きょうるわけですか。すみません、何回も。

〇井﨑直樹企画財政課長

委託料も工事もですが、金額です。金額の小さいものは担当課長決裁もございます し、あるいは大きな委託料につきましては、当然指名委員会で業者の選定を諮るとか、 あるいは町長決裁であるとかという金額において委託料についてはさまざま仕様が変 わってまいります。

以上でございます。

○喜多忠則建設課長

先ほど吉岡議員の答弁の中で、使用料、賃借料114ページの部分について、GIS機器リース料ということでソフトだけというような話をしたんですが、ここにはハード面のサーバーとか、そういったものも含まれておりますので、ソフトとハード面も合わせてということでございます。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

〇前田弘次郎議員

説明資料の82ページと83ページです。

公営住宅取得総合改善事業ですけど、六角住宅と上廿治住宅、これは一戸建てのほうなのか団地ほうなのかと、事業効果のほうに施設の延命化を図ることができたということですけど、延命化というのは何年ぐらい延命化という年数ができたのか。

それと、施設を新しくしたほうがいいのか、そういう検討をされたのか。建てかえをしたほうがよかったのかという検討されて、こういうふうな形をされたのかお聞きします。

〇喜多忠則建設課長

まず、82ページと83ページ、六角住宅と上世治住宅。これについては、一戸建てというか集合住宅ということでなっております。六角住宅については2階、上世治については3階の構造で住宅が建っております。

そこで、延命化ということでここに書いておりますが、今回、公営住宅ストック総合改善事業というのは国の補助事業で、これについては効果促進事業というか、修理したほうが有利であろうというような中で、我々も六角住宅については昭和52年に建設されております。また、上世治については、58年から59年に建設されております。これについては、このままいけばもう老朽化でどうにもならんということで、今回、延命化の中では台所とかいろいろな修理をして、それが何年もつのかというのは、一番最初新規でしたときからということになりますので、建物自体じゃなくして中の設備、こういったものの延命化ということで認識をしていただきたいと思います。

それと、実際上の建てかえの検討です。これについては、御指摘のとおり、一般質問でもお話をしましたが、住宅マスタープランということで、マスタープランを今検討しておるということでございます。今、町営住宅が全部で11箇所ございまして、これについてはかなり老朽化している住宅もかなりありますので、この辺は建てかえが必要である場所のところについては、基本的には廃止して一緒のところにまとめるとか、そういったものを今後検討していかなければならないと思います。

ただ、今回の六角住宅とか上世治については、こういったことで手も入れておりますので、このまま存続を長い間したいということで考えております。

以上でございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに。

〇友田香将雄議員

予算書の119ページ、一番下の委託料のところです。

先ほどの歌垣公園のところにも関連する話になるんですが、今回、上の需用費のと ころで修繕料ということで、こちらも84万円程度計上いただいてます。

こちらのほうは、委託料と需用費もどちらもそうです。50万円と60万円ということで不用額がある程度あるというところで出てますが、それこそ先ほどの歌垣公園のところへやってくると不用額が少ないということがあって、修繕に対してなかなかここ追いついてないという現状があるんじゃないかなと思いますが。例えばほかの公園等のこういった不用額が出た場合というのは、歌垣公園の修繕等のほうに回すというのは考えられないものなのかなと思いますが、いかがでしょうか。

〇井﨑直樹企画財政課長

私のほうからお答えします。

流用があるという御指摘をさんざんいただいておりまして、流用もかなり厳しく査定をして理由状をつけてからしておりますが、まず款項が違うところの流用制限がございますので、先ほど申されました今の公園費と歌垣のほうでは款項が違います。款項につきましては議決事項でございますので、こちらの都合で流用はできないということでございます。

以上でございます。

〇友田香将雄議員

もっと言えば、例えば議会のほうに補正予算等で出していただくことも含めて、特に今回お話しさせてもらってるのが、遊具の危険性というのを改めて確認してやっていかないと、先ほどの答弁にもありましたように、耐用年数等も勘案しながら保守点検いただいていると思うんです。その際に、例えば危険があると把握しているにもかかわらず、予算的な問題で修繕が間に合ってないとした場合に、もし万が一の事故が起きたときにどうするのかということを考えていくと、多少なり補正予算等で動きを今後出していっても、修繕のところに力を入れるべきじゃないかなというところを感じるんですが、そのあたりについていかがでしょうか。

〇井﨑直樹企画財政課長

3月の補正予算策定時には、各課に執行残での減額補正の指示をいたします。ただ、こういった修繕に関係になりますと、自分が所管している課の設備は、補正予算の査定が2月のもう上旬ごろいたします、3月の補正予算も。まだ2箇月あって、まだ寒い時期でございます。凍結なり、あるいは破裂なり、水道管とかです、いうことがあ

りまして、なかなか減額しにくいという事情はございます。今、実際残ったという修繕費でございますけども、担当課からしますと、自分の所属するところの施設の修繕費がないということは困るということで、契約の先ほど言ってました委託契約のようなものは、入札済んでしまえば残が出ますので減額ができるんですけども、修繕費につきましてはまだあと2箇月はあるということで、なかなか減額しにくいという実情でございます。

以上でございます。

〇友田香将雄議員

内情的なことは、私もだろうなと思います。そこは難しいところになってくるとは 思うんです。ただ、一番は、危険性というところの要はリスク管理です。そのあたり をしっかりやっていくことを含めて観光も含め、子育て含めというところに予算を回 していくべきじゃないかなと思いますが、そのあたりについて町長いかがでしょうか。 お考えをお聞かせ願えればと思います。

〇田島健一町長

先ほど企画財政部長が答弁いたしましたけれども、予算というのは安易にできるものじゃございませんし、議会の承認もいただかにゃいかん。その中で、できる範囲というのがあるわけでございます。

しかしながら、先ほどから友田議員言われるように、危険性があるのに放置するのかというところは、それはなかなか厳しい問題でございますので、そこら辺は庁内で臨機応変に執行部側で検討しながら、もしかして議会の皆さんにも急遽何かお願いするということも中には出てくることもあろうかというふうに思います。執行部側として、何もそこら辺をやらないということはないわけでございまして、十分に考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑はありませんか。

〇井﨑好信議員

それでは、お昼もう来ましたけれども、説明資料の77ページ、住民協働道路等関係 整備事業の件でお伺いをしたいと思います。

この事業、予算額いっぱいいっぱいぐらいの執行をされております。この事業、人気といいますか、住民の協働でするというような、そういう意識が高まって、こういうことになってるかと思います。もちろん、補助事業率も高いというようなことでして、住民協働整備事業も100%出るというようなことで、人気があってることだろうというふうに思います。

今回、こういったこれだけの事業、1,000万円近い事業になってるわけでございますが、この事業を例えば業者が請け負った場合、どのくらいの建設額費になるのか。

単純に考えたところでもございますが、その辺概算といいますか、大まかにはじくことができますか。

○喜多忠則建設課長

御指摘の住民協働道路等環境整備については、なかなか地元の方がいろいろ工夫して、いろいろな道路の補修とかに活用していただいております。そういうことで、これは単独の補助ということになりますが、我々がもし単独でこの部分の工事を発注したらという前提で申し上げますと、1つのルールに基づいて積算をする中で、そういった諸経費の部分が一般的には我々の諸経費高いというか、それは一つのルールですので、諸経費が直接工事費の1.5倍とか1.7倍、8倍とかという金額に応じて上下しますが、それでも諸経費がかかります。

ただ、地元でこういった事業をされる場合は、その辺は値切っていただくというか、 幾らかはそういった諸経費の調整は可能じゃなかろうかということで思っております ので、幾らという金額はなかなかわかりませんが、地元で直接工事されたほうが少し は金額面だけからいえば有利かと私も思ってはおります。

以上でございます。

〇井﨑好信議員

なかなかはじきづらいところだろうというふうに思います。住民協働ということで、地元の方の協力があって工事ができているものだと思いますが。ことしの平成30年度も聞くところによりますと、もうほとんど満額の予算を消化するぐらいになってるというふうなことを聞いております。あとはもう平成31年に繰り越しというふうな、後の方はなるような方もいらっしゃると、地区もあるというようなことをお聞きをしているわけでございまして。

町長にお伺いしますけれども、これだけ人気の事業といいますか、住民協働でできる事業というようなことで、経費削減も多々あるわけでございます、町にとっては。 予算額1,000万円というふうなことでございますけれども、もう少しアップといいますか、そういう需要が多い中でもう少しアップしたらどうかという気持ちもございますが、ここはその辺お答えいただきたいと思います。

〇田島健一町長

議員のほうからも、住民協働道路等環境整備事業というのは有効であるというようなお話をいただいております。予算計上するに当たっては、補正ということでなくて、当初予算で計上させていただくわけでございまして、前年度に要望というのを上げていただいてするわけでございます。その中で要望箇所が多かったというときには、先ほど言われますように、平成29年度の実績1,000万円に対して1,500万円ぐらいの要望があったのかもわかりませんけども、そこら辺はある程度歯どめというかルールをつくっていかないといけないかなというふうに私どもも思っておりまして、これについては内部でもう少しルール化をしていかにやいかんというふうに思っているところでございます。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

これで議案第34号の産業建設部門の質疑を終わります。 暫時休憩します。

> 12時07分 休憩 13時15分 再開

〇片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第3

〇片渕栄二郎議長

日程第3、議案第37号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

〇内野さよ子議員

すみません。

毎年、農業集落排水事業については1年間を通しての接続率について答弁をしていただいてますので、その点についてお願いします。

〇片渕 徹下水道課長

それでは、接続率のお尋ねですけども、まずもって農業集落排水接続率でございますが、平成30年8月31日現在で申し上げますと、農業集落全体で69.4%となっております。

地区ごとというふうなことですので、処理区ごとに申し上げますと、下区地区が85.81%、住ノ江地区が65.6%、牛屋西分地区が82.35%、牛屋東分が53.74%、須古地区が59%となっておりまして、農地全体の平均で申し上げますと69.40%となっております。

〇内野さよ子議員

去年の数字を間違えて書いているのかもわかりませんが、下区と住ノ江と牛屋西分については、若干下がったり上がったりしているところもあるんですね。時期にもよるかもわかりませんが。

〇片渕 徹下水道課長

地区ごとに下がったり上がったりというふうなお尋ねでしたと思いますけども。そういうことはございませんで、微妙に若干ずっと接続率は上昇、上がってるというふうなことでございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第37号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第37号は認定することに決定しました。

日程第4

〇片渕栄二郎議長

日程第4、議案第38号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

〇内野さよ子議員

先ほどの数字ですけど、接続率については頑張ってほしいと思いますが。去年、私、公共下水道は39.7%と聞いていたような気がしますが、これについては上昇してますか。先ほどの分については、ずっと去年の28年3月時点のでは、下区と住ノ江と牛屋西分の数字が若干下がっていたような気がして、書いていた数字が間違っていたのかもしれませんので、そこはもうちょっとあれですが、公共下水道についてお願いします。

〇片渕 徹下水道課長

公共下水道の接続率というようなことでございます。

公共下水道地区の供用開始したところ全体で申し上げますと、これも8月31日現在 でございますけども、48.76%となっております。

以上でございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) これで質疑を終わります。 討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしと認めます。 これより議案第38号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出 決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第38号は認定することに決定しました。

日程第5

〇片渕栄二郎議長

日程第5、議案第39号「平成29年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

〇井﨑好信議員

説明資料の34ページでお願いしたいと思います。

企業債の明細書が掲載をされております。

今回、当期剰余金の処分といたしまして 4 億3,200万6,598円というような剰余金がなってるところかというふうに思います。現在、企業債が 8 本ですか、合併前に借り入れられた債券だろうというふうに思います。利率が6.65%から1.7%まで、償還の周期といたしましては、早いもので平成37年、そして平成41年というふうになってるかと思います。この償還は繰上償還はできないというふうなことを以前聞いとったわけでございます。どういったわけでまず繰上償還ができないのか、その辺からお尋ねいたしたいと思います。

〇中村政文水道課長

企業債の繰り上げの償還はできないのかという御質問かと思います。

企業債の繰り上げの償還につきましては、以前、平成20年3月に繰上償還を行っております。このときの繰上償還は、平成19年度から24年度におきましてこれ限りの特例措置といたしまして、財政状況が厳しい地方公共団体に対してこの当時の高金利の地方債、利率が5%以上のものにつきましては、公債費の負担の軽減を図るということのために財務省のほうで実施をされております。

そのときの償還の内容といたしましては、本町の利率といたしまして7.1%から8.5%の政府の企業債が6件ございました。そのときにこの特例の措置というほうの中で償還をいたしました額が1億600万円ほどとなっております。

現在残っている企業債の繰り上げの償還はできないのかという質問でございますが、 先ほど申しました特例措置がなされていない場合の繰上償還ということにつきまして は、国がこうむる損失に対する補償金というものを支払う必要が出てまいります。こ のようなことを考えますと、国の特例による繰り上げの償還というほうが認められた 上では、その分の繰り上げの償還ということもメリット的にはあるかなと考えており ますが、今のところはそのような方法はないので、現時点では繰り上げの償還は考え ていないというところでございます。 以上です。

〇井﨑好信議員

平成20年3月に繰上償還が6件あったと、金利の高いほうから償還ができたというようなこと、これは特例措置というふうなことでできたようでもございます。今後、元金といいますか、償還があと残りが4億7,472万円程度あるわけでございます。あと長くて11年近い償還が残っているわけでございますが、これは大蔵省の資金運用部というような、運用をしていくための償還ができない理由かとも思いますが、利益も剰余金もある程度はある。そしてまた、減債積立金もあるわけです、1億6,000万円程度。できない理由いろいろ答えていただきましたが、これは合併市町村、特に合併を平成17年度ぐらいにされた合併市町村なんかは、こういった債券も多々あるかと思います。町長にお伺いしますけれども、水道は独立採算でございますが、こういったことが話に上がってきてないのか。上がってきているというふうなことであれば、そういった自治体で政府の国のほうにも繰上償還できるような意見書なりそういったことができないのか、その辺をお伺いいたします。

〇田島健一町長

企業債の繰上償還については、先ほど課長が答弁したとおりでございまして、端的に申し上げますと、大蔵省または財務省の資金運用部からお借りしているお金は、この表にもございますように未償還残高という額、早く返しても遅く返してもこれだけは返さにやいかんと。早く返しても利息の分までつけて返さにやいかんわけです。だから、何もメリットなかという、言い方は悪いですけど、そういうことで、ほかの事業に影響があるので平成20年だけは国のほうが特例でこの間は返してよかよということの措置があったわけでございまして、それがない中においては何もメリットがないといったら語弊ありますけども、少しはあるかもわかりませんけども、ないと。

それともう一つは、今、白石町水道については、福富地域の西佐賀水道と一緒に佐賀西部水道というので合併の作業をいたしております。こういったことで、余り変なことと申しますか、今合併作業をやっておりますので、なかなか厳しいところもありますけども、今合併に向けての作業の中では、貯金も借金も両方持ってきてくださいと、そういう動きの中で余り変なことは言えないわけですけども、そういったいろいろな面がございます。そういったことで御理解を願いたいというふうに思います。以上です。

〇井﨑好信議員

償還額と、繰上償還するときは利息まで含めた償還をしなさいということでもうメリットがないわけで、私も初めて聞きましたが。そういったことなら、繰上償還する意味がないと思います。町長おっしゃいますとおり、平成32年度には佐賀西部広域ということで統合となってるわけでございますので、債券も、また積立金も持っていくというようなことになっておりますので、そこでの償還にもなっていくかと思いますけれども、わかりました。そういうことなら、繰上償還はしないほうがいいというよ

うな理解をいたしました。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

〇西山清則議員

1,400万円ほどの純利益が出てますけれども、滞納額が75万円ほど増加しているのはどういうことで増加になってるのかお聞かせ願いたいと思います。

〇中村政文水道課長

議員の御質問ではございますが、滞納額がなぜふえているかということでよろしゅうございますでしょうか。

水道料金の29年度の滞納額につきましては、750万円となっております。前年度までと比較しますと75万3,000円ほどの増加というふうになっております。滞納者の方には督促を差し上げて、料金を支払ってくださいというふうに年間徴収等で回っているわけでして、給水停止等を行いながら料金の徴収に努めているところではございますが、なかなか実績としては返還の方の生活等が苦しいと申しましょうか、そういう中でなかなか徴収に上げられていないということでございます。

以上です。

〇西山清則議員

水というものは命にかかわってくるものでございますし、とめるというわけにもなかなかいかないと思いますけども、極力滞納が減るように努力を願いたいと思います。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第39号「平成29年度白石町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第39号は認定することに決定しました。

日程第6

〇片渕栄二郎議長

日程第6、議案第40号「白石町道の駅しろいし条例の制定について」を議題としま

す。

質疑ありませんか。

〇重富邦夫議員

条例の件ですけれども、第3条のほうに防災に関しての事項が掲げてあるんですけれども、次に掲げる事業を行うというところで第3条ということではなくて、防災拠点としては指定避難所になるところというのは定めがあるんだろうとは思います。また、そこの要件だとかそういうところあるかもわかりませんけれども、まずそもそも第1条のほうに防災機能、地域防災の充実とかそういう文言を入れて白石町の防災の責任との整合性を図るべきじゃないかというふうに思いますけれども、その点どのようにお考えになってこのようになっているんでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

防災機能の部分について1条の設置の目的に掲げるべきじゃないのかというふうな 御質問だと思っております。

第1条については、もちろん設置の目的を定めております。国土交通省の道の駅の目的と機能につきましては国土交通省のホームページを見てもらえばわかりますけれども、まず1点目に道路利用者への安全で快適な道路環境の提供、それから2つ目に地域振興に寄与の2点でございます。寄与することの2点と。その目的で第1条のほうは記述をさせていただいておりますけれども、ただ議員おっしゃるとおり、道の駅につきましては、災害発生時に防災機能、特に避難所の開設として災害発生時等、前後です、災害発生前と後になりますけど、災害発生時にそういった防災機能が発現するというわけで、第3条には事業のほうで今言いました第5号で災害発生時の被災者等の支援に関することとしておりまして、あくまで第1条につきましては、国土交通省の通常時の道の駅の目的だけを第1条に記載しているといったことで御理解いただきたいと思っております。

この件についても全国の道の駅の設置管理条例等も調べさせていただいておりまして、おおむねうちが制定しようとしている分の同様な条例制定がなされていたという 経緯もありまして、そういう形にしておるところでございます。

〇重富邦夫議員

それでは、指定避難所にはなり得ないでしょうけれども、突発的といいますか、災害が来た後の避難所とか、緊急を要するときの避難所とか、町長が定めるのであるなら、2階とか、要は水害です。2階があるということだとか、情報がとれるという機能も要しておりますので、そこは何ら支障はない、この条例でも支障はないというふうな理解で大丈夫でしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

失礼しました。

避難所について、もちろんそういう想定をしながら建築についても計画をしており

ますし、指定避難所という部分については、町の防災計画の中で建物が建て上がって、防災計画の中で指定避難所として追記をされるものと思っております。今、災害発生時、発現するという文言、言っておりますけども、道の駅登録から、28年10月に国土交通省の登録の要件としても、防災機能もあわせ持って整備をすることが条件という部分もつけ加えられておりますので、その点、指定避難所として道の駅についても備蓄等についても防災倉庫のほう兼ね備えておりますので、そういったことで計画しているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

〇溝上良夫議員

第8条と第19条です。

ただし書き、ただし以降、後半の部分です。第8条でいうと、町長が原状に復する必要がないと認めるとき、第19条でいうと町長がやむを得ない理由があると認めたとき。これ、文章上げられているというのは、ある程度こういうことがあるだろうということで文章を書かれていると思いますけども、どういう場合が予想されるのか。まずお伺いします。

〇久原浩文産業創生課長

第8条、原状回復の義務の分のただし書き、ただし町長が原状に復する必要がないと認めるときはというのは、想定でございますけども、これについては道の駅の備品、設備等について、この分について、状態がよく、もちろん第8条というのは利用者の分で、例えば利用者が備品等、それから設備等持ってこられて利用される。その部分で状態がよく、利用が可能な部分については、今後使用できれば、そのまま利用するという形で原状の回復義務はなくて、町長が認めるときは必要がないというふうなことで書いてあるということで、第19条、この分については利用者、損害賠償で道の駅の施設、備品、それから設備等を壊したり、それから滅失したときには賠償をしなければならないということですけど、町長がやむを得ない事情、特別な理由で、例えば利用者、それから入場者がその責めを負うべきじゃないという分が認められた場合には、町長はこの限りではないという条文をつけさせていただいております。

以上です。

〇溝上良夫議員

第8条です。

よく見てみると、最初から読みますと、利用者はその利用を終了したときまたは第6条の規定により許可を取り消されたときで直ちに自己の負担で設備または器具を撤去し、道の駅を原状に復さなければならないとしてます。これは当然ですよね。ささいなことでも原状に復さなくちゃいけないと思います。これのただし書きというのは完璧に必要ないと思います、私は、原状復帰だから。新たにつくるわけじゃないわけです。原状復帰にして返すのは当然です。理由はないと思います。復帰しなくていい理由はないと思います。

百歩譲って、第19条は事故です。事故というか、ないとは限らないと思います、これは。ただ、条例に関して町長の判断に任せる条文が非常に多い。条例は厳しくするところは厳しくする条例であらなくちゃいけない部分があると思います。第19条のほうは認めるとしても、第8条を認めるというのはどうかなと思いますけども、町長の考えどうですか。

〇田島健一町長

今回、新しくできる道の駅の条例をお願いしてるわけでございますけども、これについては先日もちらっとお話がありましたように、規約というのがあるやろうし、また内規というのもつくっていかにゃいかんやろうというふうに思います。今、議員から第8条の件で利用者はその利用を終了したとき、1度ここで文章切れるかと思いますけども、例えば大きな災害があってもうできんごとなったけんが、もうやむと言われたときに、いそぎん片づけもしていきんしゃいと言うのかどうか。そこら辺はまた内規等々でいろいろと詰めていかにゃいかん問題があろうかなというふうに思います。ここで答えがこれだ、これだというのは、なかなか難しいところもありますので、また規約とか内規について議論をさせていただいて、そしてまたこれについても議員の皆さん方にも見ていただくということになろうかというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。

〇前田弘次郎議員

この条例の中で気になったんですけど、町長が内規か規定のほうでまた決めるということですけど、先日ニュースで車上生活といいますか、車の中で生活をされている方が駐車場を占有されて、結局何日もそこにいるということで今問題になっているというのを道の駅関係であったので、そういうことも内規か規定のほうか、条例には入ってませんので、その辺のところも検討をされて、調べてもらって、ニュースで出たのでその辺のことをぴしゃっとしとかんと、駐車場に、一番近くのところに何日でも置かれてもというところもありますので、その辺のところは今後検討をよろしくお願いしときます。

〇田島健一町長

前田議員からも言われましたように、新しいタイプのそういう事件等々も起こり得るというふうに思います。そういったことから、先ほども申し上げましたように内規あたりでちゃんと敷地については警察の方の協力もいただかにゃいかんというふうに思いますけども。パトロールをしていただくとか、その中で不審者はどう対応するかとか、また建物、駐車場、また便所あたりには防犯カメラを設置するとか、いろんなものが出てくるかと思います。そういったものをまだ今後詰めていかな部分もありますけども、そういうことで十分に対応してまいりたいというふうに思います。以上です。

〇西山清則議員

この条例でほとんど「町長は」とか「町長が」となっておりますけれども、指定管理者も言うてますけども、指定管理者の判断はどこまでに任せられるのか。それと、また駅長もおられますけども、駅長の権限はどのようになっているのか。この条例にはつけ加えないでいいのか、その辺をお願いいたします。

〇久原浩文産業創生課長

この条例、道の駅の設置条例につきまして、第1条から第12条までは、町が直営で運営した場合の分で条文化をしておりますんで、町長はというふうになっております。ただ、第13条からこの施設については法人その他団体によって町長がするものに道の駅の管理を行わせることができるということで、指定管理者で管理、町長が指定するという形になりますけども、そういったことで第12条までは「町長は」、「町長は」という形でしておりますけども、あとは、もし指定管理者でここの管理をということになれば、指定管理者にある一定の管理の部分が、指定管理者と町が結ぶ基本協定等で詳細にされるということになると思っております。

駅長の権限でございますけども、駅長につきましては指定管理者、今回また運営組織のほうを立ち上げますけども、道の駅の運営組織が指定管理のほうになるものと思いますけども、道の駅の駅長の権限というのは、そこの運営組織での権限とあわせて持たれるものと思っておりますので、駅長が何から何まで権限を持つのかという分ではなくて、指定管理者である運営組織のほうがそういう管理の分について町と基本協定を結ぶということで御理解いただきたいと思います。

〇西山清則議員

以前から町長はオール白石で行くということで言われておりますけれども、指定管理者が変更されたときには、どちらを優先にされるのか。オール白石で行くのか、指定管理者がオール白石では無理が来るなというところで、ほかのところから入れられるという、その辺の権限は誰が持つのか伺いたいです。

〇久原浩文産業創生課長

オールで白石で行くのか行かないのかという部分でございますけども、もちろん基本的にオール白石産、白石のものをという形で条例のほうも特産物という形で記載をしておりますけども、もちろん経営上、もうどうしても運営上、どうしてもという部分があるのも想定して、特産物などというふうな表現をさせてはいただいております。始まって、開業して運営をしてみなければその辺の部分についてはわかりませんけども、当面オール白石産でいって、運営組織と協議になるかもわかりませんけども、そういった部分を想定して指定管理者が行う業務については特産物などの販売とか提供というふうにさせていただいているところでございます。

以上です。

〇西山清則議員

特産物などと言われました。肉でいえば、もう牛肉しかないと思ってます。都内で

はもう養豚とか鶏、鳥の肉なんかを扱っているところはほとんどないんです。それでまた、海のものでも有明のものはありますけれども、玄海の魚はないと。そういった感じでそこの辺はすぐ売れてくるものじゃないかなと思っておりますので、その辺を指定管理者が話し合いの中で行われた場合は町長の許可が要るのですか、その辺はどういうふうになってるのか伺いたいと思います。

〇久原浩文産業創生課長

当然、指定管理者としての分になれば、まずは議会で指定管理者の議決をいただくと。それでもって、町と指定管理者と基本協定を結ぶという形で、そこら辺で協定が町と結べるといったことで御理解いただきたいと思います。

〇友田香将雄議員

すみません。根本的なところお伺いしたいと思います。

道の駅しろいし条例についてなんですけども、すみません、県下の自治体のほうで似たような条例なかなか探せなかったのでわからないんですが、道の駅しろいし条例をどこの事例を参考に今回つくられたのか。また、どういったところに着目してつくられたのかというところを教えてください。

それとあわせて、今回指定管理というところでお話があったんですが、すみません、今までの過去の議会も含めて指定管理だとか直営とか、三セクとかいろいろ話のあった中で指定管理者ということに決まったという認識はまだなかったんじゃないかなと思ったんですけども、とりあえず今回の条例を通して指定管理者のほうで進めていくという方針に決まったという認識でよろしいのでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

まず、1点目のどこの道の駅の条例を参考にという形でございますけれども、初めて道の駅しろいしの条例でございまして、県内もう8駅ございまして、それぞれ条例はありますけども、県内の分を参考にしまして、あと全国的に近い、同じ時期の登録されたところの条例あたりを参考にしながらつくったというのが文です。ただ、開業時間とかそれから使用料の部分については規則で委任するという分がありまして、この分については開業日がまだ明確でないといったことから、この分についてはもう少し詰めて規則のほうで定めさせていただくということでさせていただいたというのが今回の条例でございます。

あと、指定管理という分ですけども、決まったのかと言われれば、うちの方針としては指定管理でお願いしたいなといったことで、第13条のほうにも法人その他の団体であって町長が指定するものに道の駅の管理を行わせることができるといった文言でさせていただいております。指定管理で行わせることができるという言い回しでさせていただいておりますので、おおむね指定管理でいきたいという部分がありますけども、これはもちろん指定管理の指定については議会の議決が要るといったことが大前提でございますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

現在の道の駅の設置の条例あたりを参考にさせていただいて、特徴というと、条例

の中で特徴は出せんとですけども、もちろん本町の豊かな地域資源を活用した産業の育成と、そういった観光の情報発信とか、そういった部分はよそより強いのかなというふうなことは思っております。特に特産物等とはしていますけども、白石町のものを使ってとか、白石町産のものを販売、提供したいという、そこの部分についてもほかの町の道の駅の条例より特徴があるのかなというふうに考えています。

以上です。

〇友田香将雄議員

今答弁いただきましたように、確かに私もこの条例見て、特産物に対する強い思い を感じるなということで、即そこが特徴があるなというふうに思いました。

先ほどありましたように、指定管理と、あとは先ほどのほかの議員の方の答弁にもありましたように、直営のところも含めての意思も入ってるんじゃないかなというふうに感じたのですが、直営もしくは指定管理、どちらにしろ、町のある程度の意向は入ってくるような、意向を反映できるような形での運営やってくると思います。

そうした場合、第5条の利用の許可についてのところで少し疑問がありまして、利用の許可となりますと、町営もしくは指定管理となってくると、ある程度の利用に対する項目、こういった利用に対しては許可のほうがとれますよとか、そういったところもある程度一定のルール等が定められていないとわかりにくいかなというのがあるんです。なので、一つまず認識として、ある一定のルールにのっとった形であれば基本的に利用の許可を出してもらえるのか、それともそういった形じゃないのかというところをまず教えていただきたいのと。一定のルールを決めるとした場合は、そこは規則のところで定める予定が今後あるのかというところ、2つをお願いします。

〇久原浩文産業創生課長

もちろん、利用の許可という分については、道の駅しろいしの条例を設定しようとしております。その目的、それから事業内容等で利用の許可についてはするべきものだと思っております。

今言いましたように、利用の許可については設置の目的に沿ったところ、それから第3条の事業の内容を照らし合わせて許可の分はするということで、ある一定のルールといったお話でございますけども、その分については、規則なり、またもう少し詰めて、検討したいと思っております。

以上です。

〇友田香将雄議員

そしたら、あと一点だけ気になったところがありましたので、質問です。

第6条第2項のところに前項の規定により許可を取り消しまたは許可を制限しもしくは利用の停止を命じた場合において利用者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わないものとするという規定があります。

1から6号までありますけども、例えば利用目的に違反とかそういった形に関して は損害の責めを負わないという項目はわかりはするんですけども、例えば事務的な手 続のミスによって予約がかぶってしまったと、ダブルブッキングした場合というのは、公共上の理由により片方もしくは両方のほうの取り消しを行うという形の手続をとられると思うんです。その場合は、町もしくは指定管理をされる方の責めに帰すべき理由があると考えられます。その場合によって、そのときも損害の責めを負わないとするこの規定は法律上通るのでしょうか。

それが気になるのが、例えばトレーニングジムとか、ああいったところに関して施設内のけが等においては一切の責任を負わないとか、駐車場での事故等に関しては一切の責任を負わないとか、一切の免除に対するいろいろ書かれているものがありますけども、それ自体が法律に違反してるということの判例があったと思います。そのあたりについてこの文言は本当に大丈夫なのかなというところがすごく気になるので、その点についていかがでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

第6条の件です。

第6条は、利用の許可の取り消し等といったことで、係る条は前条の第5条の利用の許可の分で、許可をしとって取り消しとかという分の条文、第6条は条文です。その第2項についてですけども、今言いましたように、許可をしとって許可の取り消しで、第6条の第1項の第1号から第6号まで、括弧書きで書いてある分、第1号から第6号までについては、利用者に過失があった場合とか、天災地変等どうしようもない事情があった場合を想定して第1号から第6号まで定義をいたしております。第2項については、前項の規定により、今言いました第1号から第6号までのやむを得ないというのはいかんですけども、どうしようもない事由という分での場合を定義しておりますので、仮に今議員さん指摘をいただいております町側に、町側とかお互いさまというのもあるかもわかりませんけども、仮に町側に明確な過失があった場合は、通常の賠償として町も賠償の責めを負うということで御理解していただきたいと思います。あくまで第2項については、上の利用者に過失があった場合と天災地変、どうしようもな事由があった部分については、町長賠償の責任を負わないというふうなことにしているところでございます。

以上です。

〇井﨑好信議員

条文の第13条を見ましても、道の駅管理を指定管理者に委託、行わせることができるというふうな条文でございますので、行わせるというようなことは委託をするというふうなことだろうというふうに思うわけでございます。町が道の駅を所有するものでありまして、委託をするわけでございますので、委託料というものが発生するかというふうに思いますが、この条文の中には指定管理者に委託料を支払うというふうな条文ないわけでございます。

また、そういったことは協定で結ばれることかもしれませんけれども、条例の中に も条文として入れてもいいかなと思いますが。また、指定管理者は、そこの運営会社 が行うについては、道の駅を管理運営する上で使用料、逆に委託料を受け取りながら、 あるいは運営上、使用料、当然私は使用料が出されても運営指定管理者のほうから使用料というようなことも私は運営上必要だろうというふうに思います。そういった指定管理者が利用料として収受するような条文ばかりで、委託料として町が支払うとか、あるいは指定管理者が今度は逆に利用料として支払うことになるとか、そういう条文はないわけでございますが、今後そういったものは条例の中で入れとってもおかしくはないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

〇久原浩文産業創生課長

今回の条例については、道の駅が公の施設といったことで、地方自治法の第244条 関連で公の施設については設置及び管理に関する条例をつくりなさいといったことで 定めさせていただいております。その中で第13条、これについては、町が直営でもや ってよかがってんが、指定管理者によって道の駅の管理を行わせることができるとい う条文を設けさせていただいております。あくまで設置、管理についての公の施設と しての部分でありまして、もし指定管理という部分でなれば、条例的には白石町公の 施設の指定管理の指定の手続に関する条例というのがありまして、その分に沿って指 定管理の手続をとっていきます。その後、今おっしゃいましたように、使用料、指定 管理になればそこの使用料、利用料になりますけども、指定管理者が収受していいと いうふうな文言も入れさせていただいておりますけども。

あと逆に、議員さんおっしゃるのは、指定管理者が町に使用料をばもらわんばいかんやろうという意味合いだと思いますけども、その分については町と指定管理者との協定の中でその辺は詰めていかなくてはいけないというふうに感じております。

町でいえば、ふれあい郷が今指定管理という形で公の施設としてはされてると思いますけども、恐らく協定の中でそういった部分の文言が入っているものと思っております。

以上です。

〇井﨑好信議員

条文の中でせんで、今後協定の中でしていくことになるというふうに思いますけれども、明文せんでもよかというようなことでもございますけれども。

ちなみに、栃木県の道の駅ましこに産業建設で視察に行った折には、あそこは株式会社方式第三セクターでございましたが、参考までに賃借料ですか、使用料が売り上げの1.3%というふうなことであります。それを参考に、当然そういう使用料なり賃借料ですか、売り上げの何%というふうなことでの、私はそれがベターかなというふうとに思います。まず参考までに。

〇前田弘次郎議員

第13条の指定管理のことですけど、とりあえず町運営でいくのか、もしくは指定管理でいく方向性もあるということで条例をつくったという考えでいいんですかね。まだどっちというのははっきり決まってませんけど、要するに町は町で独自にいくのか、もしかしたら指定管理を置いてやるかという2つの方法を条例の中に入れとって、今

後決めていくという考え方でいいんですかね。

〇久原浩文産業創生課長

議員おっしゃるように、第1条から第12条までの条文については、町が直営で、例えばテナントば入れたりとか、直営で町が、そういう部分と地方自治法の第244条の部分での指定管理で管理運営を行わせることができるという部分で2通りという部分を含めて条例を制定させていただきたいということでございます。

〇中村秀子議員

以上です。

予算案にも出ていましたけれども、駅長のポジションについて役割とあれが明記されていないというのがちょっと不自然だなというふうに思います。いろんな規約を決めるときに、まず会長はだとか、そういうのが必ず出てくるんですけれども、道の駅条例に対して駅長というものを年間幾らか報償費が上げられていたと思いますけど、あのくらいのお金を出してきていただく駅長に対しての役割だとかポジションとかというのは、この条例の案の中で表示されていないということについては、何か理由がありますか。

〇久原浩文産業創生課長

あくまで、これの条例については、町の公の施設の設置管理条例といったことでさせていただいております。駅長の分については、この分については立ち上げるであろう運営組織のほうでそういった権限等を明記をされると思っております。この条例のほうに駅長の何らかの処遇とか、そういうような分については、あくまで地方自治法第244条の部分での公の施設の設置管理条例ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり) これで質疑を終わります。 討論ありませんか。

〇西山清則議員

反対ではありませんけども、一応賛成の立場で言いますけれども。

この条例は条例でいいですけども、管理者体制になったとき、指定管理者になったときに詳細な契約条例の中にいろんな今いろいろ言われました駅長の権限あるいは指定管理者の権限、駅長は我々が承認してできたもんですけども、普通でしたら指定管理者が駅長をつくったほうが一番素直にいくんでしょうけども、これは逆になっておりますので、その辺を条例の中で変えていただいて立派な道の駅にできるようにして

いただきたいと願って、賛成の討論とさせていただきます。

〇片渕栄二郎議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第40号「白石町道の駅しろいし条例の制定について」採決します。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第7

〇片渕栄二郎議長

日程第7、議案第44号「町道路線の認定について」を議題とします。 質疑ありませんか。

〇友田香将雄議員

単純な確認です。

今回、町道のほうに認定されるということなんですけども、これを認定しない場合はどういった形になるのでしょうか。

〇喜多忠則建設課長

町道認定ということで今回御提案をしております。

これは、提案理由でも御説明をいたしましたが、旧堤防については国交省の、国の 資産でございまして、以前から地元からいろいろ陳情があっておりまして、その中で 本堤が改修できれば地元のほうに譲ってほしいと、もちろんの町のほうにということ ですけど、そういったお話も聞いておりました。

そこで、国交省のほうが仮に、基本的には譲らない、できないということの理由としては、あくまでも国の資産だから国で管理をしたいというのが前提で、ただし地元、町のほうで町道とかそういったところで利用すれば無償で譲渡できるという条件がございまして、あくまでも町道として認定をしなければ譲渡できない、逆にできないという条件でございましたので、今回認定をさせていただくということになっております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

町道認定、特にここの農地がいろんな排水関係とか、水路はありませんけど、排水対策とかその辺の場合、今国の部分と町が管轄する部分との違いというんですか、そこら辺の影響はどうでしょうか。認定になったときと。町道認定、町道となった場合と、今は町道ではありませんけども、特に道を挟んでいろんな水関係とかそこら辺の

整備がどう違っていくのか。全然変わらんのか。国がしてる分ときと町がする分と。 変わりありませんか。

〇喜多忠則建設課長

ここの旧堤防というのは、あくまでも、前、旧堤防ということでかなり高さが高いところを国のほうでかさ下げをされて、そして今道路として占用をしております。道路としてうちのほうで占用をして、形上は一般的な道路として使わせていただくということになっております。

御指摘の件については、道自体が堤防が広いからこの辺の水路もあわせて何か検討という意味なのか、この辺が圃場整備からいえばできていないところというようなお話は聞いております。その辺で基本的には今回は町道認定と、その後町のほうで町道認定をした後は、使途、用途については当然ながらいっときはもちろん町道として我々も使っていくということでございますが。

あと、管理上、いろいろ支障があったときには、地元と管理のあり方等を協議しながらいかなければならないかなとは思っております。今、今回は、あくまでも町道認定ということでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

〇溝口 誠議員

特に質問したのは、ここは若干田んぼの排水が非常に悪くて、そこら辺があったもんで質問をいたしました。町道になれば、そういう形で町としても町道認定後対応していただくということでわかりました。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

〇大串武次議員

今の溝口議員との関連ですけど、当初からいろいろ今言われておりますように、排水がそこが悪いということで暗排工事、あそこにも泥をとられたところの横にちょっとした水路をこう自掘りのような格好で小水路とまでいかないと思いますけど、町道にこれ認定がなった場合、例えば農地水の長寿命化あたりでそういうふうな排水対策も直ちにすることができるようになるのかお尋ねいたします。

〇笠原政浩農村整備課長

御質問の河床なんですけど、この部分については地元のほうからもずっと要望等もあっておりまして、建設課長が申したとおり、第一にまず町が町道なりに認定して、町道とした後に事業に取り組むことが可能であろうということで、今後あそこの部分については自分の農地を掘って排水対策をとられたりとか、そういったこともされております。今後、ある程度小規模の土地改良事業等を検討することも一つの案かと思っております。今後、どういった対策ができるのか含めて、土地改良区等とも打ち合

わせをしながら進めていくことが重要かなと思っておるところです。 以上です。

〇大串武次議員

今、農村整備課長が申されるように、あそこがちょうど3年に1遍、今六角校区内も転作をしていただいておりますけど、あそこになったときには大豆がもう普通、大体200キロ代が平均ですけど、50キロでもとれんというふうなことを言われております。ですから、ぜひ早急にそういうふうな対応をしていただくようお願いいたします。お願いしときます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第44号「町道路線の認定について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

> 14時29分 休憩 14時45分 再開

〇片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第8

〇片渕栄二郎議長

日程第8、議案第45号「平成30年度白石町一般会計補正予算(第2号)」の産業建設部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページから13ページまでの産業建設部門の歳入について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、歳出に入ります。

14ページから39ページまでの産業建設部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇西山清則議員

説明資料の6ページですけども、肥育牛についてですけども、これは肥育牛だけの補助なのか、一貫型をされてるところにはこの補助はないのか伺いたいと思います。

〇堤 正久農業振興課長

説明資料6ページの肥育牛振興補助金ということで、肥育牛のみなのか一貫への補助はないのかということでございます。

肥育牛専業の方の補助事業になりますけども、一貫の方でも他の繁殖牛農家から子 牛を購入される場合については対象になります。

以上でございます。

〇片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで議案第45号の産業建設部門の質疑を終わります。

日程第9

〇片渕栄二郎議長

日程第9、議案第48号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これよりこれより議案第48号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計補正予算 (第2号)」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第10

〇片渕栄二郎議長

日程第10、議案第49号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第49号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算 (第1号)」について採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。

本日、当初予定の議案審議が終了しましたので、あす9月13日は議案調査のため休 会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、9月13日は休会とすることに決定しました。 本日はこれにて散会します。

14時51分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条 第2項の規定によりここに署名する。

平成30年9月12日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署名議員溝口誠

署名議員大串武次

事務局長 小柳八東